

令和2年第3回川西町 議会定例会会議録

令和2年9月3日 木曜日 午前9時30分開議

議長 加藤 俊一 副議長 鈴木 幸廣

出席議員（13名）

1番 井上 晃一君	2番 遠藤 明子君
3番 渡部 秀一君	4番 寒河江 司君
5番 吉村 徹君	6番 島 貫 偕君
7番 伊藤 寿郎君	8番 伊藤 進君
9番 神村 建二君	10番 橋本 欣一君
11番 淀 秀夫君	13番 鈴木 幸廣君
14番 加藤 俊一君	

欠席議員（1名）

12番 高橋 輝行君

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二君	副町長 山口 俊昭君
教育 長 小野 庄士君	総務課長 鈴木 浩之君
未来づくり 課 長 針生 富雄君	政策推進課長 遠藤 準一君
まちづくり 課 長 奥村 正隆君	住民生活課長 佐藤 紀子君
福祉介護課長 大滝 治則君	健康子育て 課 長 金子 征美君
産業振興課長 井上 憲也君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 内谷 新悟君
地域整備課長 奥村 邦彦君	会計管理者・ 税務会計課長 後藤 哲雄君
教育総務課長 淀野 芳広君	生涯学習課長 安部 博之君

農業委員長 大沼藤一君
監査委員 島貫憲明君
財政主幹 中山宗隆君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒形信彦
事務局長補佐 大友勝治
主 査 高橋利幸

議事日程（第2号）

令和2年9月3日 木曜日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

1. 神村建二君
2. 橋本欣一君
3. 渡部秀一君
4. 寒河江司君
5. 吉村徹君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は7名でありますので、本日と明日にわたり行うこととし、本日は5名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の神村建二君は質問席にお着きください。

9番神村建二君。

第1順位、神村建二君。

(9番 神村建二君 登壇)

○9番 おはようございます。

さきに通告してあるとおり、2つのテーマについて質問をいたします。

1つ目、エネルギー地産地消の在り方を問う。

(1) 二酸化炭素ゼロの目標にどのように取り組んでいくか。

(2) 農業用水を生かした小水力発電を地場産業に活用できないか。

(3) 再生エネルギーを地域活性化の起爆剤にできないか。

近年、異常気象が毎年のように発生し、地球規模で常態化している。その大きな要因が二酸化炭素による地球温暖化と言われている。国際的にも二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指

す取組が喫緊の課題となっている。

国内においても、ゼロカーボン宣言は既に多くの都道府県が行っている。山形県も2050年に二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた2050宣言」を行った。2020年8月7日、山形新聞による。

自然災害をもたらす地球温暖化の元凶となっている温室効果ガスの削減は、地球規模で取り組まなければならない大きな課題である。国や県の対策は当然ながら、全国の多くの市町村でも2050年の排出実績ゼロを表明し、具体策を検討している。2020年2月6日、朝日新聞による。

置賜総合支庁では、2013年に置賜地域の低炭素社会の実現に向けた基本的な方向性と推進方策を示した。低炭素社会形成に係る基本方針を策定し、取組を進めてきた。基本方針では、再生可能エネルギーの地域導入と省エネルギーの推進により、二酸化炭素を削減し、低炭素社会の形成を目指している。具体的には、①2016年度までに二酸化炭素削減量3.5万トン、②1人1日1キログラム、12万人参加を目標としている。

再生可能エネルギーには、風力発電、太陽光発電、水力発電、バイオマス発電、地熱発電及び雪氷熱等があり、これらは二酸化炭素を排出しないので、国内外でその活用が進められている。町内においては、大規模太陽光発電システムが民間企業により以前から準備が進められている。

そうした中で注目されるのは、小規模事業者や個人が自ら発電して使用する地産地消の地域循環型の発電が全国的に成長戦略となっていることである。太陽光パネルは住宅の屋根で発電され、電気を供給する。また、農業用水路を生かした小水力発電は、川の流れを止めずに地元の資源を有効に使い、地域内にエネルギーを還元するものであり、まさしく地産地消そのものである。

地方での発電はその地域の地場産業になり得るものであり、地域内に資金が循環する仕組みそのもので、地域活性化の起爆剤と言える。再生エネルギー政策の本町の所見を伺います。

2つ目、認知症対策は進んでいるか。

(1) 認知症の発症を少なくする手だてをどう考えるか。

(2) 地域包括ケアシステムの実践と効果は。

社会の高齢化が進み、高齢者に多いとされている認知症へのおそれが一段と加速されている。国内における65歳以上の高齢者のうち、認知症を発症している人は15%と推計されている。2012年時点で約462万人であることが厚生労働省の調査で明らかになっている。さらに

2025年には730万人へ増加し、65歳以上の5人に1人が認知症を発症すると推計されている。

近年は、健康状態と認知症の間である軽度認知障害（MCI）が増えている。認知症は、予防法や根本的な治療法は見つかっていないとされている。しかしながら、MCIを含めた認知症発症の対策として有効なのは、生活改善の取組であるとも言われている。すなわち、健康な食生活、適度な運動習慣、脳を活性化するレクリエーションや趣味、地域の仲間づくり、これらの実践である。

この生活改善の取組も自力だけではできない部分があり、他力も必要である。災害と同じように自助、共助及び公助がバランスよく力を発揮できることが必要である。このような背景の中、本町として認知症発症を少なくする手だてをどのように考えていくか、所見を伺います。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、エネルギー地産地消の在り方を問う、二酸化炭素ゼロの目標にどう取り組んでいくかについてであります。平成27年12月に国連気候変動枠組条約第21回締結国会議で合意されたパリ協定により、2050年までに脱炭素社会を実現する目標が設定されました。国では、パリ協定の目標達成に向け、都道府県及び市町村がその地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定及び実践するよう、平成28年3月、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正が行われております。

このことから、脱炭素社会に向けて2050年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明した都道府県及び自治体が増えつつあり、本県でも去る8月6日、吉村知事は全国知事会「ゼロカーボン社会機構推進プロジェクトチーム」の初会合で、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた2050宣言」を行いました。宣言は、今年度が最終年度である山形県地球温暖化対策実行計画の新たな指針として示されたもので、今後策定される新計画の中で施策や目標値、アクションプラン等具体的な内容が示されることから、本町でも県が示す新たな施策等を踏まえて進めてまいります。

現行の山形県地球温暖化対策実行計画で県内の温室効果ガス排出量目標は、平成25年度を基準年度とし、令和32年、2050年で80%削減を目標としております。平成29年度の県内の温室効果ガス排出量は845.5万トンと推計され、基準年度の平成25年度の排出量1,011.9万トン

より166.4万トン、16.4%の減少と報告されております。その中で、本町の平成29年度の温室効果ガス排出量は11.1万トンと推計され、基準年度の平成25年度の排出量12.4万トンより1.3万トン、10.5%の減少となっており、全体として次世代自動車であるハイブリット車や電気自動車の普及、製造業において省エネ設備の導入が進んだことなどが要因として挙げられております。

本町では、平成29年度、環境省の国民運動「クールチョイス」に賛同し、地球規模での二酸化炭素排出削減運動の一員として、子供向けのワークショップの開催やアンケート調査の実施、また、パネルや動画の作成等を通して町民に対し、普及啓発事業を展開してまいりました。今年度は、第3次川西町環境基本計画最終年度となり、令和3年度からの第4次川西町環境基本計画に向けてアンケート調査を実施し、推進本部会、策定ワーキングチーム会議で検討を行いながら策定を進めております。

近年の台風や豪雨、雪のない冬、猛暑等の異常な気候を目の当たりにして、地球温暖化が深刻化しており、二酸化炭素削減の重要性を認識せざるを得ない状況であります。二酸化炭素削減には、製造業、農林水産業等の産業や家庭、各種業務、自動車、鉄道、船舶等の運輸関係など、あらゆる分野において成長を図りながら二酸化炭素を出さない仕組みづくりが必要であり、再生可能エネルギーである太陽光、風力、水力などを活用していくことが求められております。

町内に建設されている太陽光発電等再生可能エネルギーの拡大と町内での消費、農林業の振興を通じた二酸化炭素吸収源対策、ごみの排出抑制や省エネ推進など、自然環境を破壊することなく化石燃料に頼らない生活をどう実現していくかを新たな計画の重要な視点として、二酸化炭素の排出実質ゼロについて具体的な目標値を設定し、施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、農業用水を生かした小水力発電を地場産業に活用できないかについてであります。小水力発電は、太陽光や風力と比較して天候に左右されにくく安定的に発電できることや、電力需要の増減に対応して発電できるなどのメリットがあります。現在、置賜管内では、農業水利施設を活用した小水力発電が長井市、米沢市、高畠町、飯豊町に設置され、クリーンで安定した再生可能エネルギーとして貢献しております。

一方で、小水力発電設置には水の落差、安定した水量等、発電のためのエネルギー量の条件が一定程度必要であり、特に農業用水では水利権や取水する河川の流量、漁協との調整なども必要であると考えております。

本町では、比較的緩やかな地形であり、流水量が季節的に変動するため十分な発電ができる安定した水量が確保できる適地が見出せないため、現段階では導入について難しいという判断をしております。今後技術開発が進み、発電能力が向上されれば、有効なエネルギー資源となる可能性もありますので、先進事例の調査など研究してまいりたいと思います。

次に、再生エネルギーを地域活性化の起爆剤にできないかについてであります。再生可能エネルギーは、自然の営みから半永久的に継続して得られるエネルギーであり、太陽光、風力、水力、波力、地熱、バイオマスなどが挙げられます。特徴としては、1つには枯渇しないこと、2つ目は温室効果ガスを排出せずに電力を生み出せること、3つ目は基本的にどこでもエネルギー源を調達できることであり、地球環境を破壊しないクリーンエネルギーであります。

課題としては、技術開発が進み、発電性能は向上しておりますが、地形、季節や天候、場所によってエネルギー量が左右され、電力の安定供給には課題が残されております。本町の自然エネルギー賦存量調査の結果では限定的なものとなっております。

環境省は、再生可能エネルギーの地域経済活性化や地域における地球温暖化対策、さらに災害時のエネルギー源の確保に向け、事業の支援を行っております。昨年、再生可能エネルギーを活用した発電の実証実験等を行っている長井市と環境省の補助事業である地域の多様な課題に応える低炭素な地域づくりモデル形成事業への共同申請を行い、採択を受け事業を実施してまいりました。

事業については、長井市及び一般社団法人置賜自給圏推進機構との連携の下、置賜地域内の資源を活用した再生可能エネルギー電源の地産地消を目的とし、地域新電力の設立から運用に向けて実現可能性調査に取り組み、再生可能エネルギー電源を地域内で地産地消する仕組みづくりについて調査研究を行いました。その結果については現在検証中ではありますが、新電力設立に伴う電力の地産地消について、これまで地域外に流出していた資金が地域内で循環することによる地域経済の活性化が期待されること、また、新たな事業の創出や雇用が生まれ、さらなる地域内経済の好循環を生み出す可能性が見えてきております。

今後はさらに1市1町の枠組みを置賜全域に拡大し、置賜地域の特性に応じた豊富な地域資源、特に森林資源を生かしたバイオマス発電等についても検討を行い、エネルギーの地域内循環による地域活性化に向け検討する予定であります。

町では、かわにし未来ビジョンの分野別目標、「挑戦する」まちをつくるの施策の柱「多様な仕事を生み出す戦略づくり」において、再生可能エネルギー利活用を掲げ、その活用の

在り方と地産地消による経済循環及び地域づくり貢献への結びつきについて研究、検討を進めているところであります。議員ご指摘のように、地域での発電が実現すれば、地域産業として地域内に資金が循環する仕組みが生まれるものと認識しております。様々な技術革新により地域資源を生かし、再生可能エネルギーが地域活性化に結びつく施策づくりについて研究してまいりたいと考えております。

次に、認知症対策は進んでいるか、認知症発症を少なくする手だてをどう考えるかについてであります。本町においては、今後高齢者数は緩やかに減少するものの、後期高齢者数が増加すると予想されており、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、65歳以上の人口は5,354人に、高齢化率は41.89%になると推計されております。また、認知症については、現在、要介護認定者の7割以上の方が認知症またはその疑いが見られる状況にあります。

このような状況を踏まえ、本町では国が示す認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）及び認知症施策推進大綱に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても自分らしく安心して日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生と予防」を車の両輪として施策を推進しております。

具体的には、認知症への理解を深めるための普及啓発として認知症サポーター養成講座や認知症予防講演会の実施、認知症状態に応じた医療、介護等を提供するための認知症初期集中支援チームの設置、認知症の方や介護者への支援として町内5か所での認知症カフェの開設、そして認知症における行方不明者を早期発見、保護するための徘徊高齢者等事前登録事業「かえっぺ」の実施など、様々な事業に取り組んでおります。

認知症の予防においては、運動不足の改善、生活習慣病の予防及び社会参加が認知症の発症を遅らせることができる可能性があることと示唆されており、町では毎年認知症予防講演会を開催し、認知症に関する理解や生活習慣病予防、運動習慣の定着についての普及啓発を行っております。また、町内37か所で住民主体の通いの場が開設され、高齢者の外出機会の確保や地域の方々との交流、定期的な運動の機会となっておりますので、今後とも拡充を図りながら認知症予防に努めてまいります。

さらに、生活習慣病を予防することが認知症予防につながりますので、糖尿病や高血圧症などを予防するため、世代に関わらず若い世代から継続した健康増進事業も併せて推進していきたいと考えております。

次に、地域包括ケアシステムの実践と効果についてであります。本町では2025年を目途

として、認知症や重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しております。

認知症対策においては、認知症の容態に応じて適時適切に切れ目なく保健医療サービスや介護福祉サービスが提供され、本人や家族が安心して生活が続けられるよう、医師会との連携による認知症フォーラムや医師やケアマネジャーなど多職種合同による研修会を開催しております。さらには、地域ケア会議の開催、生活支援コーディネーターによる通いの場の立ち上げなどの取組を進めてまいりました。

このことにより、住民主体の通いの場において参加者の介護予防、認知症の早期発見、生活上の困り事の解決など、支え合う関係の構築などの成果も現れております。また、地域の方々にも参加していただきながら困難事例を協議する地域ケア会議では、公的なサービスだけでなく、地区や近隣の方々の見守りにより認知症高齢者が独り暮らしを継続することが可能となった事例などもあります。

議員ご指摘のように、地域包括ケアシステムを効果的に進めるには、様々な生活課題について、自助、共助、公助に加え、住民同士の助け合いである互助を含めた連携によって解決していく取組が特に重要と考えております。今後とも、認知症の予防や早期発見はもとより、認知症になられても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、認知症の施策を総合的に推進していきたいと考えております。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 神村建二君。

○9番 まず最初に、エネルギーの地産地消の件でございますが、脱炭素社会に向けて2050年二酸化炭素排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体は、全国で152自治体となっています。山形県も県知事が先月答弁にありましたように、先月6日の全国知事会で2050年に二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた2050宣言」を行いました。ほかに県内では東根市がゼロカーボン宣言を行っているようです。本町においても避けては通れないことなので、これから進める第4次川西町環境基本計画、答弁の中にございましたが、この第4次川西町環境基本計画の策定において、ぜひゼロカーボン宣言を行って地域に優しいまちであることを表明してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 背景にあるのは、現在我々がじかに感じている異常気象、こういったものを考えれば、

地球温暖化対策について積極的に取り組み、また、持続性のある地域づくりを進めるには良好な自然環境が今後とも継続されることが大前提でありますので、その意味では、社会的な役割として本町も排出量ゼロを目指すことは当然の目標値だというふうに考えております。

ただ、宣言だけではなくて、より実効性のあるものにするためには何を具体的に取るのかということが大事でありますし、本県の場合は排出量ゼロもあるわけですが、二酸化炭素の吸収源対策という意味では、森林が多いということなども含めてそれを入れ込むとかなりハードルが下がるということもありますが、私としてはもっと積極的な意味で、何もゼロを目指すだけではなくて、吸収源対策を充実することによってそのカーボン削減を売買できるような、都市部との交換ができるようなことなども含めると、積極的な取組が本町にとっては有効性があるんだろうというふうに思います。

一番基本にならなきゃいけないのは、それを理解していただき、町民の皆さん、事業者の皆さん、全体が同じ目標に向かって取り組めるような環境基本計画にしていかなきゃいけないと、そういうような思いでありまして、今の現状を十分踏まえた形で、一步ずつその方向性に進めるような計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長 神村建二君。

○9番 今町内で工事が進められている大規模太陽光発電、サンマリーナ玉庭ゴルフ場跡地、それから東沢地区に整備されているもの、2つございしますが、これをどのように町として評価しておるでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 50メガという大きな発電量を目標とする事業者さんが本町内で工事を進められておりますので、その内容については針生課長から現状については報告をさせますが、私としては身近なこの町内の中で、太陽光発電所がもうすぐ今年中に発電が開始される状況になっておりますので、そのことは大変本町の大きな力になるのではないかなというふうに思っております。事業者さんともお話をさせていただいて、地産地消に結びつけられるような、発電した電気が地元の皆さんに我々が使っている電気の源がこの町内にあるんだということが伝わるような仕組みなどもぜひ一緒に考えてまいりましょうという提案もさせていただいているところでございますので、今の建設状況については針生課長から説明をさせます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、現在進められております大規模太陽光発電の事業の進捗状況等について、私のほうから説明を申し上げたいと思います。

本町においては、ご指摘のとおり、玉庭と東沢、両地区2か所において事業が進められております。先行したのは玉庭だったんですけども、東沢のほうが今ございましたように現在では進んでいる状況でございます、まず東沢のほうを申し上げたいと思います。

事業主体はYMG合同会社様でございます、平成29年7月に事業が着工いたしまして進められております。事業地は大舟地内、旧米沢ゴルフクラブ、事業用地としては70ヘクタールの敷地において進められておりますが、その中で太陽光のパネルを実際に設置する箇所は70ヘクタールよりもずっと小規模になるわけですけども、その敷地が活用されております。見込みといたしまして、電力の規模は約20メガワット、一般家庭にいたしますと約7,000世帯相当分とお聞きをしております。進捗状況といたしましては、今年のまさにこの9月、機関の線との連結を予定されており、年内にはそうした商業ベースには乗らないということですけども、電力の通電が開始をされる、そういう見込みで進められているとお聞きをしております。

続いて、玉庭でございますが、事業主体は川西ソーラーファーム合同会社様でございます。事業については、令和元年12月に準備工を着工し、それ以降、本工事へと進んでいるとお聞きしております。事業用地は、玉庭地内の旧サンマリーナ玉庭ゴルフ場の49ヘクタールを事業用地とされております。発電の規模は49.9メガワット、一般家庭にいたしますと約1万7,000世帯相当分とお聞きしております。現在はまさに工事を進められている状況でございます、今の段階ですと令和3年の9月を目途に通電を目指して工事が進められている、そういう状況でございます。

以上です。

○議長 神村建二君。

○9番 太陽光については理解できました。

それで、置賜地域の低炭素社会の実現に向けた基本的な方向性と推進方策、これは置賜総合支庁が主導して低炭素社会形成に関わる基本方針を策定しているということでございますが、一方で、先ほど答弁にありましたように、令和元年11月に設立をした川西町と長井市が連携して事業を進めている置賜地域エネルギー自給自足推進協議会、これがございまして、再生可能エネルギーの自給自足に向けた地域システムづくりを進めているということでございます。その予定につきまして、活動が順調にいつているかどうかにつきましては、今その検証を検討中であるというふうなご答弁でありましたが、その検証の結果が出る予定というのはいつているもののでしょうか。いつ頃その検証結果が出てくるのかお伺いしたいと思います。

す。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 環境省から補助をいただきました実証検証、特に可能性調査をしたところでございます。その調査につきましては、令和元年度の事業でありますので事業報告がされているところであります。それをより具体的にどう取り組むのかということについて今検証作業をしているところであります。その検証結果についてはご報告ができる時期が来るのかなと思います。特に可能性が高いという答弁書に書かせていただきましたので、そのことを基にしながら新たな新電力を事業化に向けて設立したいという機運も出ておりますので、その動向などを見極めながら意見交換をさせていただいているところであります。協議会については今後とも継続して地域内の電力の地産地消に向けた協議、できれば3市5町内のそれぞれの自治体にも参画を得ながら、置賜全体の地産地消に結びつけられるような協議会の継続を検討していきたいということで、今長井市さんが事務局で頑張っていられちゃいますので、その内容について長井市さんともしっかり連携を図りながら、議会または町民の皆さんに報告できるように準備を進めたいと考えております。

○議長 神村建二君。

○9番 それで、今置賜新電力という会社の構想がございまして、これは推進協議会の資料の中にもこの文言が載っております。電力小売事業としての地域新電力会社、置賜新電力というのがございます。これは今設立に向けて動いているということでございますが、どの程度進んでいるかどうか、もしお分かりになりましたらご答弁お願いしたいと思います。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 命によりまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

ご指摘のとおり、昨年度の可能性調査の中で、置賜地域エネルギー自給自足推進協議会を設立させていただきました。まずは1市1町というようなことでの調査でございますが、広くこういった議論をさせていただきたいということで、大学関係者、または事業者、または米沢市、飯豊町、そういったところについてもオブザーバー委員として参加いただきまして、幅広い議論の中でその考え方を置賜全体に広めていきたいということで進んできたところでございます。

こういった中で、昨年2月でございましたが、タスパークホテルでシンポジウムを開催させていただいたところでございます。こういったところで専門家の方のお話などいろいろお聞きしながら、そういったところで企業関係者の方々がこういった考え方について非常に

興味を持たれているという報告がありまして、今年度に入りましてそういった方に対しまして、協議会の代表を中心にしているいろいろアプローチを今しているところでございます。できれば秋口ぐらいまでには新地域電力の会社の立ち上げの準備会なども発足に向けて努力したいということで、今お話をいただいているところでございます。詳細についてはまだ承っておりませんが、民間事業者の方々が民間として、地域貢献ということも含めてそういうところを考えていきたいという、そういう立ち上げが間もなく行われていくということでお聞きしておりますので、そういったことも含めて、現在の検証という項目の中でまとめた段階で、議会や町民の方々にもご報告を申し上げたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長 神村建二君。

○9番 長井市と川西町がまず先行してその活動を行っていくと、将来的には置賜圏内の市町村に声をかけて大きな活動として進めていくということのようでございますが、長井市と川西町のタッグからさらに発展して広く置賜まで巻き込んでいくという、その工程表はございますか、今現在。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 昨年度は本町と長井市というようなことでの連携体でございますが、今年度に入りまして、昨年度オブザーバーとして参加いただきました飯豊町さん、こちらについても協議会の事務局に参画をし、1市2町を基点として置賜全体にそういった動きを広げたいというような考え方で今議論をしているところでございます。

なお、ほかの各市町におかれましては、各市町で今現在実施しております公共施設等でのぐらい電力を使っているのかとか、そういった調査については協力いただけるというようなことでお話をいただいておりますので、具体的にどういうふうにそれを進めていくかも含めて、協議会の事務局の中で飯豊町さんも入って議論を進めていくということですので、着実に置賜全体にそういった地産地消、そして地域経済活性化、地域貢献というそういったものを地域電力を基点としたもので回していきたいという考え方で、共通の認識ができつつあるなというふうに考えております。

○議長 神村建二君。

○9番 飯豊町添川に牛ふんを原料とするながめやまバイオガス発電所、これが本年7月に完成して、この9月から発電開始されたというふうに聞いております。牛の排せつ物からメタンガスを生成してこれを燃料に発電するというもので、肉牛の排せつ物がメインの発電所と

しては全国最大規模であるとなっています。本町は米沢牛の里であるというふうに自認しております。メタンを提供する肉牛としてそこに参入する可能性はないかどうか、情報としてあればお尋ねしたいと思います。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 ながめやまバイオマス発電につきましては、東北おひさま発電株式会社が事業を行っております、ながめやま地内の5畜産業者の畜舎から地下埋設パイプラインでつないで、家畜排せつ物を発酵してバイオガスを発生させ、発電を行う施設になっております。家畜排せつ物を地下埋設パイプライン、密閉状態で畜舎から運び出すことで悪臭防止となり、環境汚染にもつながっているようであります。民間の施設でありますので、パイプラインでつないでいるということもあり、現在につきましては外から持ってくるということについてはまだお聞きをしていないところでありますが、今現在スタートしたばかりでありますのでそのような内容となっているようです。事業主であります東北おひさま発電の後藤社長から、今後飯豊町のみならず、置賜地域にも広げていきたい旨のお考えをお聞きしているところではあります。

以上です。

○議長 神村建二君。

○9番 小水力発電について再度お聞きしたいと思います、これは平成25年に制度改正があって、従来の水利使用权というのが容易に取りやすくなったと、内容的には、既に水利使用の許可を得た農業用水路等を利用して小水力発電、これは従属発電というんですけれども、この従属発電を行うには農業用水とは別に水利使用の許可が必要であったと、ところが平成25年の改正によって、従属発電について河川の流量等に新たな影響を与えるものではないために新たに登録制を導入したと、ですからその効果として水利使用の手続が簡素化、円滑化を図られたと、水利権取得までの期間が大幅に短縮されて、従前は許可制で5か月かかっていたものが、登録制になって1か月で進むようになったというようなことでございます。

本町には農業用水路といっぱいございます。至るところにあります。小水力発電は地元の資源を地元にかす極めて有望なエネルギーというふうに考えられますが、先ほどの答弁では、安定した水量が確保できる適地がないというような判断でございますが、今技術革新がどんどん進んでおりますので、そういった技術の最先端をにらんで、どんどんと川西町が農業用水路で自家発電をして自家消費するというような方向にぜひ持って行っていきたいと思いますが、もう一度所見を伺いたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 神村議員からご提案いただきました地域にあるエネルギーを最大限活用して地域の活性化を図っていくという、この思いというのは私も同感でありますし、ぜひ実現していきたいなというふうに思います。その一環の中で、例えば米沢市や高畠町で水利施設を利用した小水力発電、これは国営事業で、事業者さんと土地改良区の皆さんと相談しながら、私としては町の負担もありますけれども、将来を見据えて積極的に導入すべきだという提案をさせていただきます。併せまして、飯豊町の白川の事業についても、小水力発電を整備して組合の負担軽減につながれば有効ではないかということで、これについても私も提案をさせていただきます。これは両施設ともに365日通水しているという基幹水路でありまして、これについては安定した発電ができるということになります。

本町内においては、玉庭地区に小水力発電が可能性としてあるのではないかとということで、我々も調査させていただきましたけれども、通水期間が夏の100日間しかないという、ほかの期間は通水しないというふうな中で、費用対効果が出ないということで見送りをさせていただいた経過がございます。さらに、規模の小さい水路を活用したピコ発電と言われるものを入れることはできるというふうに私も思いますが、しかし安定した流量を常に365日確保できることは本町内では難しい、特に降雪期には水が入ってきませんので、そういう中で発電できるのかというようなことも含めて考えると、現状の技術レベルでは可能性は低いという答弁とさせていただいたところでございます。

○議長 神村建二君。

○9番 脱炭素社会を目指して、2030年、2050年を見据えた町の施策をぜひお願いしたいと思えます。

次に、認知症の件でございますが、認知症を予防する手段として、前段申し上げましたように、健康な食生活とか適度な運動習慣とか、脳を活性化するレクリエーションや趣味とか、あるいは地域の仲間づくり、こういったものは大変効果的であるというようなことで、これを具現化しているのがいわゆる百歳体操ではないかというふうに思っておりますが、これは全国的に推奨されています。本町でもいろんなところで実践されていると思っておりますが、まず1つ、この効果をどのように捉えているかお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ただいまいただいた健康な食生活とか運動習慣、またコミュニケーション、これはもはや地域づくりそのものであります。本町が進めているそれぞれの地区にある地域づくり、

様々な形で展開されておりますが、地域づくりの一環が認知症予防につながっていくというふうを考えております。今の百歳体操の状況については、大滝福祉介護課長から説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、百歳体操の状況についてお話しさせていただきます。

百歳体操につきましては、現在33か所で実施されております。ほとんどの会場においては、週に1回集まっていたいただいで体操を行っております。ただ、コロナの影響もありまして、3月から6月ぐらいまでの3か月間ほど活動を休んでいただいておりますけれども、それ以降につきましてはほとんどの場所で再開しております。効果につきましては、やはり体操はもちろんですけれども、そういった皆さんで会う、外出して気の合った仲間の人たちと会うといった、そういったところでの話し合いとか外出する機会が増えていることと、あと参加者同士での支え合いの活動なども見られてきたというところは効果として考えているところでございます。

以上になります。

○議長 神村建二君。

○9番 33か所というふうにお聞きしました。それで、これの課題というのは何かございますか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 課題としましては、現在新たな立ち上げの部分でやはり用具等が必要、椅子とかそういった機材、若干必要な部分がありますので、そういった部分でなかなかちょっと準備が難しいとか、そういったところではお聞きしております。あと、一部ですけれども、やはり会場の使用料等の部分で会費などを集めている部分などもお聞きしておりますが、その部分では、ちょっと今現在状況の確認などを改めてさせていただいているところでございます。

以上になります。

○議長 神村建二君。

○9番 町の支援体制というのは何かございますか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 百歳体操につきましては、住民の方の自主的な活動ということでまず進めさせていただいております。会場の立ち上げにつきましては、機材の調達の部分や運営の方法

など、そういった部分で地域包括支援センターのほうでサポートをさせていただいているところがございます。また、このコロナ禍の中ですので、今年度に入りまして各会場のほうにマスクや消毒用アルコールなどの衛生品の支援などをさせていただいております。

以上になります。

○議長 神村建二君。

○9番 認知症サポーターという制度がございます。これにつきましては全国的なものなんです。本町での実態はどのようになっているか伺います。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 認知症サポーター養成講座というのを町で実施しておりまして、昨年につきましては各小学校、あと置農高校、あと一般の方など137の方が受講されております。平成30年度につきましては306名、年によって増減はしていますけれども、100名以上の方が毎年サポーター養成講座を受けていただいている状況になっております。

以上になります。

○議長 神村建二君。

○9番 講座を受けて認知症サポーターになって何をやるんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 認知症サポーター養成講座は私も受けましたし、担当課長のみならず、職員も受けています。これは何かというと、認知症というのは急に起こるわけではなくて、生活習慣の中で日常生活の中で少しずつ進んでいくということで、認知症を理解する、認知症の仕組みを多くの皆さん、町民の皆さんに理解していただいて、その困っている、もしくは戸惑っている人を理解してあげるという、そして接し方、またサポートの仕方、そういったものを学ぶということで、何を指すかじゃなくて、認知症についての認識を広げていくという意味で養成講座を開設させていただいているところがございます。

○議長 神村建二君。

○9番 それで、この認知症サポーター、手助けする者というようなことではございますが、これをステップアップしたチームオレンジというのがございますが、この体制というのは町としてあるのでしょうか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 チームオレンジの考え方につきましては、やはり認知症サポーター養成講座などを受けた方が地域での活動の場面を設けていくということで、国のほうでもその推進を

進められているところでございます。町においてですが、まだチームオレンジ、そういった部分での立ち上げというのは今後の取組という形で考えているところでございます。

○議長 神村建二君。

○9番 時間になりましたので、まだちょっと質問がございしますが、質問については次回にしたいと思いますが、今人生百歳時代でございます。先ほども申し上げましたように、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症を発症するそういう時代でございます。このことを町全体で重く受け止めて、そして町政が進むように要望いたしまして、質問を終わります。

○議長 神村建二君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時50分といたします。

(午前10時32分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 第2順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

10番橋本欣一君。

第2順位、橋本欣一君。

(10番 橋本欣一君 登壇)

○10番 午前中2番目の質問でございます。よろしく願いいたします。

議長宛てに通告のとおり、質問いたします。

初めに、かわにし未来ビジョン（第5次総合計画）後期計画及び第2期川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略とSDGsの関連について質問いたします。

SDGsは持続可能な開発目標という意味で、貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するために、2030年を期限とする17の目標と169のターゲットからなる国際社会全体の開発目標として2015年に国連で採択されたものです。これは先進国、途上国、民間企業、NGOなどが全ての役割を重視しながら経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組み、誰一人取り残さない社会の実現を目指したものであります。

これを受けて、国は内閣総理大臣を本部長とする持続可能な開発目標推進本部を設置し、8つの優先課題とそれに基づく具体的な施策などを盛り込んだ持続可能な開発目標実施指針、

拡大版SDGsアクションプランなどを決定しております。現在、SDGsはその示す多様な目標の追及は地方自治体における諸課題に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生に資するものとの認識が示され、環境未来都市やSDGs未来都市モデル事業をはじめ、様々なモデル事業が全国各地の地方自治体で行われるに至っております。

SDGsは2030年を目標年次とするものです。言い換えると、2030年にどのような社会とするかの目標を設定するものであり、町の総合計画と同様の側面を持っているものであります。SDGsの17の目標や国の指針には、保健、ジェンダー、エネルギーなど、地方自治体に取り組む施策と関連するものが多く盛り込まれております。町長は、これまでも持続可能なまちづくりを目指し、多様な施策に取り組まれてきました。町の総合計画後期計画では、SDGsの考え方を取り入れる方針が出されました。しかし、具体的にはどのように関連づけていくのか示されておられません。町の未来ビジョン後期計画や第2期の総合戦略は12月議会上程に向けて策定中と存じますが、このSDGsの要素をどのように反映していくのか、また、この方針を多くの町民に知ってもらい、認識してもらうことが総合計画をより身近に実感できるのではないのでしょうか。現在の状況と今後の方針について質問いたします。

小項目といたしまして、①総合計画にSDGs視点や指標をどのように入れていくのか、②SDGsの認知度を上げる方策についてお聞きいたします。

次に、2021年から実施される第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について、その課題と策定方針について質問いたします。

まず、現計画の見込みに対して現時点での到達状況をお聞きいたします。団塊の世代が75歳を迎える2025年問題を見据えた方針で、大ざっぱに言えば、高齢者が元気で家庭で地域で過ごすための取組の推進と認識していましたが、この観点を含めた総括をお願いいたします。

次に、町民が気になる保険料です。現状では標準保険料が月額5,900円です。町民からは負担が大変だ、少ない年金がますます減っていくと悲鳴が上がっています。町民の声は引下げです。現状からその見込みを質問いたします。

3点目は、介護保険の改正で、施設型介護から在宅型介護への誘導で、介護度が下がり、サービス回数が減らされ、必要なサービスが受けられなくなり、介護度がより進んだなどの声があります。必要なサービスが安価に届き、家庭の負担軽減、本人の自立につながるものだったのででしょうか。また、その改善点を質問いたします。

4点目は、計画のほかに日常施策の問題です。町では子育て支援ということで、少子化の中、子供に対する支援は大きく拡大していますが、高齢者に対しては支援が少ないように思

います。子供料金はあってもお年寄り料金はありません。高齢になっても元気で自立して暮らせる施策を高齢者福祉計画、介護事業計画と連携させ、より高齢者政策を充実させていただきたいと思います。次期計画に大いに期待いたします。

総合計画、高齢者保険計画、介護事業計画とも新型コロナウイルス感染症の拡大で施策の大幅な変更が予想されます。従来路線の延長だけではなく、新しい視点での計画策定を望みます。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、未来ビジョン後期計画・総合戦略とSDGsの関連について、未来ビジョンにSDGsの視点や指標をどう取り入れていくかについてであります。ご質問にありますとおり、SDGsとは2015年の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の共通目標であり、2030年までの間に達成すべき17の目標と、それに連なる169のターゲットから構成されております。「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のため、先進国、開発途上国を問わず、公共・民間各層のあらゆる関係者が連携しながら世界全体の経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされており、世界的にSDGsの達成に向けた取組が進められております。

本町においては、全ての町民、事業者、各種団体と町が地域課題の解決を図るため、連携・協力して取組を進める協働を基本理念としながら、将来にわたり住み続けられるまちを目指し、かわにし未来ビジョンに基づき計画的なまちづくりを進めております。SDGsの目指す17の目標については、国際レベルで取り組むものも含まれており、かわにし未来ビジョンに示す施策や取組とはその規模や対象を異にする部分もありますが、17の目標には「健康・福祉」「教育」「エネルギー」「産業」「住み続けられるまちづくり」等の目標も掲げられており、その目指すべき方向性の多くは共通するものと考えております。

現在、かわにし未来ビジョン後期基本計画、第2期川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定作業を進めている最中ではありますが、かわにし未来ビジョンに位置づけられている各分野の施策や事業の検証、再検討を行っていく上で、SDGsの目標達成につながる施策や事業の確認を行いながら、後期基本計画にSDGsの理念や考え方を踏まえた視点を盛り込むこととしております。また、指標の設定に関しましても、地方創生SDGsローカル指標リストを参考としながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、SDGsの認知度を上げる方策についてであります。SDGsの認知度に関しては、全国的に見てもまだまだ低い状態であると認識しており、本町においても同様の状況と思っております。SDGs「持続可能な開発目標」については、その言葉から特別なことと思われがちですが、高齢者の生きがいづくりや教育環境の充実、リサイクル等の環境問題など身近な取組がSDGsにつながるものであり、これらの認識を深めていくことが重要であります。そのためにも、かわにし未来ビジョン後期基本計画においては、個々の施策や取組の結果がどのようなSDGsにつながるのかを端的に認知できる表示等の工夫を行ってまいりたいと考えております。

次に、第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画についての現段階の到達についてであります。介護保険事業計画は高齢者保健福祉計画と一体的に3年に一度見直しを行っており、今年度は第7期介護保険事業計画の最終年度でありますので、第8期介護保険事業計画策定に向け、準備を進めております。第7期計画は、議員ご指摘のとおり、団塊世代が全て75歳以上となる2025年問題を見据え、誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らすため、お互いを尊重し、支え合い、助け合う地域社会と保健、医療、福祉が連携したサービス等を提供するための地域包括ケアシステムの構築や自立支援・重度化防止などを重要課題として各種事業に取り組んでおります。

また、現段階の評価については、現計画の目標指標としている第1号被保険者の介護認定率については、平成30年度が目標18.5%に対し実績が17.8%、令和元年度が目標18.6%に対し実績が18.3%と目標を達成しております。計画施策の体系において、4つの基本目標を設定しながら各種事業の見込み値を設けておりますが、令和元年度末実績においてはおおむね順調に推移しており、特にいきいき百歳体操の実施団体数が37団体と増加したことや、介護認定を受けていない高齢者等を対象とした介護予防・生活支援サービス事業の取組が、介護認定率の目標達成に効果があったものと考えております。

次に、次期計画の保険料の見込みについてであります。現計画の第1号被保険者の介護保険料は基準月額が5,900円であり、全国平均の5,869円や県平均の6,022円との比較ではほぼ同水準となっております。次期計画の介護保険料は、計画期間中の要支援・要介護認定者数、各種介護サービス量の見込み、さらには、今後国から示される推計人口や介護報酬改定率等を勘案して算定することとなります。特に施設サービス費の見込みは介護保険料に大きく関わるため、介護施設の新設や増設に関する計画については、長期的な利用者の見込み、介護職員の人材確保、介護事業所の運営状況等を総合的に判断することが重要と考えており

ます。

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、次期計画期間中の高齢者数は緩やかに減少するものの、後期高齢者数は増加すると予想されていることから、介護サービス量の増加が想定されます。加えて、第1号被保険者数が減少することから、介護保険料の改定も検討しなければならないと考えております。今後、介護保険事業計画策定の中で、介護サービスと保険料負担のバランスを考慮しながら適切な保険料を設定することとなりますが、介護保険料の抑制を図る上でも介護予防事業をより一層推進していきたいと考えております。

次に、在宅型介護への誘導による問題についてであります。現在推進している地域包括ケアシステムでは、在宅で暮らし続けられる高齢者が多くなっていくよう、高齢者のニーズに合った包括的な支援により、地域において自立した生活を支えることを目的としております。在宅サービスは、介護度に応じた支給限度額の範囲内で、ケアマネジャーが高齢者と家族の意向を尊重し作成するケアプランに基づき、国が定めるサービス単価により提供されており、介護度が下がれば支給限度額は少なくなり、利用できるサービス回数等も少なくなる傾向であります。同時に家族が介護に要する手間も少なくなっています。

町としましては、ケアプラン点検等を行いながらご本人の状態に即したケアプランを作成し、高齢者の自立した生活が継続できる介護保険事業を展開していきたいと考えております。

次に、高齢者支援の充実についてであります。現在、町では介護保険事業以外でも雪下ろし等援助事業や緊急通報システム設置事業など、主に高齢者を支援対象とする各種事業に取り組んでおります。これからは町からの支援や援助に加え、住民同士の助け合いである互助による高齢者支援が重要と考えておりますので、支える側が生きがいを感じながら将来の自分自身のための活動として取り組める支援体制の整備を目指していきたいと考えております。

一方、国からは、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施、地域共生社会の実現、災害や感染症対策に係る体制整備などを次期計画に盛り込むよう求められておりますので、これら新たな視点を含めながら各種施策との連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らしていけるよう、支援の充実に努めていきたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ありがとうございます。ほとんど答弁あったので、私若干質問させていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、SDGsにつきましては、総合計画と抱き合わせるべきだというふうなお願いでございますけれども、すみません、表記の問題でカンマをつけた部分があったりカンマがなかったりと、SDGsの、あったりなかったりということで、ないのが正解らしくて、この辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

既に総合計画のほうの外部委員会なども、委員の方、ご決定されて進んでいるようなんですけれども、SDGsの考え方を盛り込むこととしておるといふことでございますけれども、ぜひ町長、積極的にこの指針というものを盛り込んで抱き合わせてやるべきだと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 新たな開発目標といふことで、SDGsがとりわけ世界的に合意された形で進められているわけでありまして、国を挙げて推進を図っているところであります。私もバッジもつけさせていただいているところであります、これは全ての国民が同じ目標に向かつて取り組んでいくことだといふふうに思っております。どうしても片仮名で出てくるものですから、何か新たなことを始めなきゃならないといふ意識になるわけでありまして、今現在進めております協働のまちづくりであったり、さらには環境問題、ごみを削減するとか、男女共同参画社会の実現とか、様々な事業がこのSDGsの目標設定の中に組み込まれておりますので、我々はそれをより具体的に見える形にしながらさらに充実した計画に入れていきたいなといふふうに考えておりますので、特別新たな取組をすることがSDGsといふふうには考えておりません。議員の皆さんとの懇談の中でもよく出てきます、率先して議員の皆さん取り組まれております3010運動、これなども食品ロスを出さない、環境に負荷をかけないといふようなことからすれば、やはり大切なSDGsの目標といふふうになってまいりますので、そういう意味では、身近なところで取り組んでいることがしっかり世界中の目標の中につながっていくんだといふような見せ方をしていくことも大切かなといふふうに思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 総合計画自体は10年計画で、ちょうど中間で見直しをするといふことで、それぞれ自治体で特色ある計画といふものももちろんあるわけなんでしょうけれども、このSDGsの考え方を、ネットなんかで調べますと導入する自治体が随分増えているようなんですけれども、国からの指導といふのはないのでしょうか。どうですか、担当。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 今国から、あるいは町以外のところからそういうSDGsの推進に向けた指導、助言などというようにお話かと思いますが、2015年に国連で採択をされて、それから年数にすればしばらくたっちはいますけれども、やっぱり国内においてはまだまだその活動というのが浸透していないというご指摘のとおりだと思っております。自治体においても同様でございます、様々な取組が進められてはおりますけれども、まだまだ自治体においてはどのように取り組んでいったらいいか、これは私手元でございますのは、2019年、昨年の段階ではございますが、国による自治体レベルの指標の利用に関する統一見解がまだ不十分だ、こういうような指摘があって、国にそれを求めているという、そういう記述もかいま見られるところでございます。今国からは、ただご質問にも記載がございましたとおり、持続可能なSDGsの実施指針の内容としては、8つの優先課題と具体的施策とかそういうような形で今各自治体が行っている事業、これをSDGsとの整合性をどう意識させていくのか、意識を持って取り上げていくのか、こういうような助言などは徐々に入れてもらっております。

また、国という行政機関だけではなくて、先頃の報道でも山形においてはSDGs推進ネットワーク、そういうフェイスブックが開設されるという報道もございましたとおり、徐々に今からとはなりますけれども、機運は高まっていくのではないかなというふうに思っておりますし、本町においても総合計画、総合戦略の中で改めてそういう意識づけをしていくような、そういう取組を進めてまいりたいと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ指標として、本日は資料として提示してもらいましたけれども、随分これは色鮮やかだし、しかも分かりやすいということですので、これと関連づけた表記がございましたけれども、端的に認識できる表示の工夫等もしていくということなんですけれども、これと抱き合わせて総合計画なんかも、ここの部分はここの部分に、ちょっと具体的には出さないんですけれども、例えば豊かな自然と人が共生するまちという目標があるとすれば、この部分については6番の「安全な水とトイレを世界中に」とかという、該当する項目をつくった表がある自治体から出ておるわけなんですけれども、こういったものを町民の方に表示すればよりSDGsの普及も図れるし、総合計画、まちをどういったものにつくっていくのかということも分かりやすいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の工夫について今お考えがあれば、ぜひお示しいただきたいんですけれども。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 ご指摘ありがとうございます。今お話しいただいたように、まだこれからという段階ではございますが、そのSDGsを表す、まさに体現するゴールが告示いただいたカラーのアイコンといいますか、それになると思います。そこに世界の皆さんと一緒にあって同様のゴール、目標に向かって進んでいく、しかもそれが私たちの進めている事業、あるいは地域が同じような目標に向かって進んでいるという、そういうお互いに相乗効果、後を押しているというような、そういうような効果が図られるものだと思っておりますので、ぜひ橋本議員からご指摘いただいた点を踏まえまして計画のほうに反映させていきたい、このように考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 総合計画に関連づけてもらいたいということと、日頃の政策、日々の施策についてもこのSDGsは活用できるんじゃないかなと思うわけなんです。日頃の活動、政策、こういったものに生かすというお考えはどうでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 町民の皆さんがより行動しやすい、目標が見えるような形で推進してはどうかというご意見をいただいたというふうに思います。このSDGsのきれいなパンフレットを見せていただくと、すごく気持ちが前向きになるというか、こういうところに自分の行動が結びついているんだと、例えば車のスピードを出さないというような安全運転をすとか、交通事故を起こさないだけではなくて、排出ガスを減らすというような運転がこの地球温暖化を防止したり、次の未来の子供たちのためにいい環境を残していくんだというようなことにつながっていくわけですから、そういう意味では、目に見えるような仕組み、総合計画の中にも取り入れていったらいいのではないかとご提言については、十分ご意見を踏まえた形で期待にこたえてまいりたいなというふうに思います。

このSDGsがサステナブルというふうになっていますので、このディベロップメントが、本当にこれが先ほどの神村議員とのやり取りであった2050のときに二酸化炭素ゼロの排出まで行ける目標なのかどうかという、ここがすごく我々ももっと吟味しなきゃならないのではないかなという思いは私自身しております。これは国連で最終合意を取りましたので、そういう意味では、先進国での例えば二酸化炭素の排出とかエネルギーの消費、もしくはアフリカとか開発途上と言われている人たちのエネルギーの消費とは全然雲泥の差なわけですから、その中で持続可能性のある開発目標というような形で取り入れられておりますので、本当に平等な世界ということが一挙に実現できる2030年の目標になっているのかどうか、こ

こら辺は私自身としてはいろんな課題も残っているのではないかなという思いがしておりますので、ただ、先進国に住む日本人として目標をしっかりと持ちながら行動していかなくやならないということは十分理解しておりますし、それを推進していく立場ではありますが、より我々からすればレベルの高い目標をつくっていかなくやいけない、そんな思いもしているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 日頃の政策に生かしていただきたいという要望を申し上げますけれども、政策に生かすにはやっぱり多くの町民に知ってもらう、認知度を上げていくということがやっぱり必要だと思います。そのためにはどういう方策があるのか、もちろんこんな図表も、図表というか、使いながらとか、町長もしていってらっしゃる、私なんかもバッジというか、そういった私も賛同しますよという表示もしながらですけれども、小さいお子さんや、これは教育長に本当は質問するべきところだったんですけれども、指名しなかったものですから町長にお答えをお願いしたいんですけれども、小・中学校やあるいは幼稚園、保育所等々でもこのSDGsの考え方なんかも示せば、それなりの行動というかに移ってくるんじゃないかなという気がするんですけれども、そういった認知の方法、年少者の時代からこの認知の方法を取るべきだというふうには私は考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 本町ではISOの取組を推進してまいりました。そういう意味では、環境負荷をかけないということで事業体として取り組んでおまして、その中で教育委員会では、幼児施設、小学校、こういった教育施設の中でも実施計画を持ちながら環境教育などの推進を図っているところであります。現場の状況については担当課長から説明をさせますが、子供から、そして子供を通して保護者の皆さんにも理解をいただくような仕組みづくりなども取組成果として上がってきたところであります。今ISOについては独自に運用をしているところでありますが、我々としてはこういったものがとどまることなく、さらに深化していけるような町の施策をやっぱり立ち上げていかなくやいけないというふうに思っております。大事な視点でありますので、今後とも子供たち、もしくは地域全体が取り組めるものに推進していけるように、計画などに盛り込まなくやいけないというふうに考えております。

○議長 金子健康子育て課長。

○健康子育て課長 私のほうでは幼児施設を担当してございますので、幼児施設のほうでの取組ということでお話しさせていただきたいと思っております。

特にSDGsとしては、周知活動は今のところは行っておりませんが、町長が申し上げたとおり、本町として取り組んでおります施策につきまして、当然ごみの分別であったり、物を大事に使っていくという、それから整理整頓をしていくというようなものでは必ずつながっていく内容であるというふうに考えてございますので、そういう意味では子供たちに環境に対する意識づけというものは日々お話をさせていただいている、そういう認識でおります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 当然ながら汚いところはきれいにしましょう、ごみは捨てましょうというのは当然のことなので、ぜひそこにプラスSDGsの考え方というものを加味したらいいんじゃないですかという、私は言いたいです。当然、掃除なんかは皆さんすぐくするでしょう、危険なところは直していくでしょう、でもSDGsの考え方があるんだなと、この部分に当てはまるんだねということがあれば、SDGs全体を、全体とは言わなくとも、ある程度の部分はあんな表があったねというふうにイメージできるんじゃないかなというふうなことで、ぜひそこを意識してやっていただければなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長 金子健康子育て課長。

○健康子育て課長 現在の取組ということでお話をさせていただきました。当然、園だけの話ではなくて、地域なり社会につながっていくという考えでいるわけなんです、SDGs、これからの取組ということも町としては当然ございますので、今後検討していきたいと考えてございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 先ほども触れたんですけれども、世界中にやはりエネルギーの消費をはじめ、所得の格差、子供たちの教育格差、現実的にあります。そのことも想像力を働かせながら、全ての世界中の人々が取り残されないような社会をつくりましょうという目標でありますので、ただ単なる紙、ごみ、電気を減らすとかというレベルではなくて、やっぱりそういった様々な世界の困難な状況を想像し、理解し、解決するための我々の行動と、自覚を促すそういう意味ではより深いものにしていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、金子課長から答弁した内容は現実を今お伝えしたところでありまして、さらに深化していかなきゃいけないと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ普及というか、深化という表現だったわけですがけれども、多くの方がこんな項目があったんだね、こんな169のパターンがあるということなんかもちよつとした引っかけ

りでイメージできるようになれば、国際人の一つの芽生えではないかなというふうな気はしますので、ぜひこういったものを使いながら教育というものも進めていただきたいと思います。それぞれ独自の特色ある総合計画、市町村の特色ある計画ですので、SDGs、ぜひ積極的に取り入れながら特色を生かした総合計画、始まったばかりでどうやっていくんだという質問をしてもなかなか出てこないわけなんでしょうけれども、10年のスパンの中の基本があるわけですから、それをぜひSDGsも生かしながら積極的に取り組んで、川西町の5年後、10年後というものの計画をつくっていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

続いては、1つだけちょっと質問を忘れました。総合計画の策定についての説明の中で、英語の表記ばかりですみませんが、SDGsもあるんですけども、Society 5.0というのもあるんですけども、このSociety 5.0というのはどういったものか、ちょっともし説明できれば。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 Society 5.0というのは、人間の発展性といいますか、昔からのこの人間の暮らしが発展していくそういう過程を踏まえて、新たな情報化社会やICTを活用した社会へと、こうしたことを展望していくというような考え方と私は認識をしておるところです。

○議長 橋本欣一君。

○10番 通告していないんですけども、スマート農業なんかもいろいろ取り組んでいくというようなことなんですけれども、こういったものも総合計画の中に取り入れるということで認識してよろしいのでしょうか。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 現在策定をしておる視点の中にそうしたものも取り入れさせていただいて、今議論をさせていただいているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 それでは、次の質問に移ります。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画について、3年で次の計画に移っていくということでございますけれども、前回の改正、介護保険も改正改正でずっときているわけですが、大きな改正の観点としては、何というか、いわゆる要介護状態を改善させて、表記にもございましたけれども、介護認定率を下げていくというふうな大きな目標があったようで

す。介護予防に力点を置く自立支援介護の強化、介護予防の重点的な取組で要支援状態を改善させる方策というものを立てなさい、そのほかには、所得に応じた負担2割、通常というか、以前は1割が所得に応じて2割、あるいは3割の負担になったと、あとは地域の中で生活できるという、そういったものが中心だったような気がするわけなんですけれども、この介護認定率につきまして、当時の言葉で言えば、いわゆる要介護1・2の方をより軽い要支援1・2に移行させて、いわゆる卒業させるというような表現があったような気がするんですけれども、この認定率が実績、目標をクリアしているというような表現ですけれども、どうでしょう、卒業させたということではないというふうに思っているんですけれども、どうですか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 ご質問いただきました介護認定率につきましては、現計画、7期計画の作成当時、平成29年度におきましては17.5%という実績でありました。その後、認定率は伸びるという目標設定でございまして、18年度は目標値が18.5、令和元年度は18.6というように、あくまでも認定率は伸びる中でそこをどうやって抑えていくかということで、介護予防に取り組んでいる状況でございます。

あと、介護認定の介護1、介護2のそういった介護の認定方法につきましては、従前と変わらない内容となっておりますので、町としましてはできるだけ予防に取り組みまして、まずは介護認定を受けないで済むような方を増やしていくというのと、介護認定を受けていた方につきましても、その重篤化を防止できるような取組ということで取り組んでまいっております。

以上になります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 当時も今もそうなんだろうけれども、介護認定率、目標値に達しておれば財政支援が受けられるというような、安倍政権のいわゆる実績主義といいますかそういったもの、目標を定めてそれに応えれば財政負担を援助しましょうというような制度だったような気がするんですけれども、川西町の場合は決してそれがなかったという、後段の説明、百歳体操等々の地域ボランティアの活動などで、これがクリアできたというふうに認識してよろしいですね。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 介護保険の事業において、保険者、実施主体のほうが、事業の努力によって

財政支援を受けられるというところはございます。ただ、ただ単に認定率を下げるというよりは、その下げるための努力において、ケアプランの点検を行ったり、業務の分析データを活用したり、そういった取組の中での財政支援というのはございます。また、現状としまして、想定した介護認定率の目標を下回っているというのは、やはり介護予防というのが一番の要因というふうに考えております。

以上になります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 地域ボランティア、生活支援サービス等々で充実させた中で、介護認定がゼロになるようにぜひ努力していただきたいなど、なかなかこれはゼロになるというのはまず不可能なんですけれども、それぞれご高齢になるわけですから、ぜひ目標値をさらに下回るような形でのご努力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、保険料、皆さんどうなるんだべという、先ほども申し上げましたとおり、年金から知らない間にどんどん引かれておるわけなので、この部分、例えば昨日、おとといの介護の介護給付準備金、積立金につきましては、約1億7,000万の準備金があるという、万が一この査定の中で来年度の保険料が上がる、引上げになるという状況の場合は、多少この積立金を切り崩しながら、少なくとも現状でやりくりしていくというようなお考えはございませんか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 次期計画の介護保険料につきましては、やはり今後、これからの計画策定の作業の中で、3年間の介護サービス料などを勘案しながら想定し、その中でそこからお一人お一人の介護保険料の設定という形にはなっていくわけなんですけれども、現在、今期の介護保険事業の中で、基金のほう1億7,000万ほど今のところ予算化されておりますので、次期計画の介護保険料の算定の中ではそういった基金なども活用しながら、できるだけご負担が少なくなるような方向で考えていきたいというふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ現状維持、もしくは安くしていただければ町民の方も大変喜ぶんじゃないかなと思ひますので、ただ、全体の介護状態という、介護事業の状態というものをもちろん加味する必要があるんでしょうけれども、ちなみにこの積立金については基準というか、例えば国保の場合、以前は3か月分の給付金の額が必要だというような表現があったようなんですけれども、介護保険のほうではこの積立金の基準というものはあるんでしょうか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 積立金の基準については、まず何か月以上とかそういった部分はございません。あくまでも3年間の計画期間の中で、やはり介護の給付費、介護に係る費用というのは増減します。平成12年度から始まった介護保険事業ですけれども、当初は6億9,000万、7億弱ぐらいからスタートしておりますが、昨年度ではやはり16億まで給付金の伸びがございます。そういったことから、3年間の中でも基本的には徐々に上がっていくのではないかという考え方で介護保険料のほうは考えさせていただいておりますので、初年度から3年目にかけて給付金が伸びるという想定で、その3年間の中で基金を活用して、基金は3年間でゼロになるというのが一番望ましい形かなというふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 できるだけ負担を少なくしていただきたいというのが町民の要望でございますので、その辺、ぜひお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、これから策定なものですから、どうなんだというふうな話はなかなかしづらいところがあるんですけれども、事業者が提供するデイサービス、これはもちろん今もございます。次の計画では住民が主体となった通いの場をつくれというような、安倍首相、おっしゃったように思うんですけれども、この通いの場というのはどういうふうに考えればよろしいのでしょうか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 通いの場ですけれども、先ほどもご説明させていただきましたいきいき百歳体操も通いの場の一つであると思います。また、百歳体操にこだわらず、定期的に高齢者の方が集まれるサロンなども町内に5か所ほど開設されておりますので、そういった部分を少しでも多くしていくことが必要なのかなと考えております。現在の計画の中でも、やはり通いの場のそういった拡充というのは努めているところでございますので、次期計画の中でも同じような形で拡充に努めていきたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 現状のいきいき体操やそういったもの、今の事業の延長として考えてよろしいということなんでしょうけれども、デイサービスの場合は利用料等々については国が保障するというか、利用者1割負担という形になるわけですけれども、通いの場、百歳体操等々についての利用料について問題があるというふうな、先ほど神村議員の質問にもあったようにすけれども、こういったものを町の事業としてやるわけですので、町が当然やっぱり負担してい

くということが必要なんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 百歳体操や現在行われています居場所、通いの場につきましては、住民の方の自主的な活動という立場で、介護保険事業というか包括支援事業の中でその普及には努めておりますけれども、運営に関しましては基本は住民の方の主体的事業ということで、参加される方がそれぞれ参加費を設定して運営されているという状況になっております。現在のところ、直接的な運営費用の支援というのは行っていない状況でございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひこの介護予防という立場で考えるとすれば、総合的に介護度が進まないようにするためにも、財政支援というのをやっぱりそれぞれの事業主体に援助すべきだなというふうに思うんですけども、ぜひそれを検討いただくように、検討では駄目でしたか、ぜひ実施していただくようにというふうをお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 先ほど議員からは、介護認定ゼロというのを目標にせよというお話がありました。それを実現するためには、元気で健康な生活が送れる暮らしというのをつくらなきゃならないというふうに思います。併せてでありますけれども、先ほど神村議員のお話の中にありましたように、認知症という年を重ねれば様々な困難な状況が生まれてくるわけでありますから、そのことがあったとしても地域で暮らし続けられる仕組みということになります。

その中で私がずっと思っているのは、地域での支え、これはまちづくりの一環になるんですけども、地域の方、先輩と我々が一緒に生活しながら支え合っていく、そして先輩の年を重ねて過ごされている様子が、多分支えることによって自分自身はその立場になっていくだろうと、そうすると次の世代がまたバトンを引き継ぐように支え合っていくというような、こういった社会がつくられていくんだろうというふうに思います。そういう意味では、一気にはいきませんが、何も支える側がいつも負担して支えられる側が恩恵を受けているという社会ではない、支える側も必ず自分が支えられる側になっていくんだということを考えながら、地域の支え合いというのを考えていかなきゃいけないなというふうに思っております。

今通いの場の創設なども一つのパターンとして創設されつつありますので、そういったものがスムーズに運営するにはどうしていったらいいのか、人的な支援も当然必要ですし、場の確保も必要です。そういう意味では、財政支援のみならず人的支援なども含めて考えて

いかなきゃなりませんので、状況を見据えながら支援するものは支援するということで、今後の課題として捉えさせていただきたいと思います。ぜひ地域のそういった活動が生まれるような機運を応援していただければありがたいなというふうに思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 先ほど申しあげました必要な介護サービスが安価に届き、家族の負担軽減、本人の自立につながるようなサービス、計画になるように大いに期待しておりますので、素晴らしい計画づくりを進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時49分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 第3順位の渡部秀一君は質問席にお着きください。

3番渡部秀一君。

第3順位、渡部秀一君。

(3番 渡部秀一君 登壇)

○3番 通告のとおり質問を始めます。

現在、コロナ禍における感染症対策事業や感染防止対策のため、国・県・町と様々なメニューを進めている中ですが、7月豪雨被害もあり、大変な状況であると認識しています。しかし、重要事業である新庁舎整備事業は順調に進んでいると聞きます。そうすると、役場跡地利活用問題はどうなっているのかと気になるところでございます。

今年度は川西町役場跡地利活用計画検討委員会が設置され、7月20日に第1回の委員会があり、正副委員長が指名され、まさに始まったわけですが、そこで、この委員会はどのようにして基本計画をつくり上げるのか、スケジュールはどう組んでいるのか、また、このたびの委員はどのような基準及び条件で選出されたのか。そして委員長ですが、専門家で大変よい方をお願いしたとは思いますが、委員長についてももう少し詳しく教えていただきたい。

今回選ばれた委員の方々には、中心街のよりよい形成を目指して、中心街の起点である庁舎跡地の利活用に将来を見据えた案を出して、すばらしい基本計画になるよう頑張っていただけだと思います。

以上で、私の壇上よりの質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 渡部秀一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、中心街のよりよい形成を目指して、川西町役場跡地利活用計画検討委員会についてであります。役場跡地の利活用に当たっては、この地が果たしてきた役割を十分に考慮した上で、総合的かつ長期的な視点に立った検討を進めているところであります。

今年度においては、令和2年3月に策定した役場庁舎跡地の利活用に係る基本理念を示す川西町役場跡地利活用基本方針に基づき、小松地区交流センターを核とした地域づくりの拠点整備に向け、新たな検討体制を組織しながら施設の配置や平面計画、整備手法と財源の研究など、事業の実施に向けて必要な具体的事項を定める川西町役場跡地利活用計画の策定に着手したところであります。

計画策定に当たっては、ワークショップ等の手法も取り入れながら、小松地区を中心にご委嘱した検討委員の皆様からご意見を聴取し、協議を重ねるとともに、庁内に組織した川西町役場跡地利活用計画推進委員会との連携を図りながら検討を進め、今年12月の策定を予定しているところであります。

次に、委員の人選についてであります。整備の核となる小松地区交流センターの運営主体である小松地区地域振興協議会を中心としながら、現在、中央公民館を利用しておられる社会教育団体や小松地区において様々な活動に参画されている方など、実際の施設運営や事業の企画、活用を行っている方々の意見を幅広く計画に反映できるよう配慮し、14名の委員を選考いたしました。

次に、委員長についてであります。平成30年度にメディカルタウンにおける居住区域のデザイン検討を行ったメディカルタウンデザイン会議の委員長を務められ、本町町政に造詣の深い東北芸術工科大学建築・環境デザイン学科准教授の渡部桂先生にご依頼をさせていただきました。渡部先生におかれましては、ランドスケープ、風景のデザインが専門であり、地域環境の特性を生かした山形市の分譲地デザインをご担当されるなど、空間づくりに深い知見をお持ちであることから、役場跡地のにぎわいづくりに資する利活用計画について、専

門的な立場からご助言をいただけるものと考えております。

以上、渡部秀一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、初めにお伺いいたしますけれども、検討委員会の答弁のほうに書いてある川西町役場跡地利活用計画推進委員会との連携を図りという文章ですけれども、その中でこの川西町役場跡地利活用計画推進委員会と、それから川西町役場跡地利活用計画検討委員会についてどのような連携をなされるか、また、こちらの計画推進委員会の概要も一応教えていただければと思います。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 ご質問いただきました検討体制について申し上げたいと思います。

今回進めております役場跡地利活用の計画策定につきましては、令和元年度末に策定をされました基本方針に基づいて、令和2年度の検討を進めているところでございますが、その検討体制については新たな体制を組んだところでございます。ご質問いただきましたように、検討委員会という外部の皆様方にご協力をいただく組織と、役場内部にも推進委員会と申し上げますが、組織をしたところでございます。その体制と所掌事務について、口頭ではございますが申し上げたいと思います。

まず、推進委員会でございますが、委員長に副委員長を充てまして、未来づくり課、総務課、政策推進課、まちづくり課、福祉介護課、健康子育て課、産業振興課、地域整備課、生涯学習課の各課長職によって構成させていただき、事務といたしましては、跡地利用に係る計画策定に関すること、2つ目として、整備規模及び整備内容に関すること、3つ目として、関係団体との調整に関すること、その他跡地利活用に関して必要な事項を協議いたしまして、計画策定に資する推進委員会としているものでございます。

もう一つが検討委員会でございますが、こちらの所掌事務につきましては、1つは役場跡地の利活用に関わる機能についてご検討いただくところ、2つ目として、役場跡地利活用に関して必要な検討をいただく、それをご意見、助言等をいただく組織として設置をさせていただきました。

実は、若干思ったよりスタートが遅れてしまいまして、コロナ対策などがございまして、検討委員会については一度開催をさせていただきましたが、その中では、基本方針に盛り込まれました基本理念、方針、機能というのがございますが、それをお話し申し上げて、まずは委員の皆様にご自由にご議論をいただいて、新しく拠点となる施設について様々自由な立

場からご議論をいただきました。それを今度は推進委員会で取りまとめさせていただいて、どのような形づくりをしていくのか、そういうところを推進委員会で整理をさせていただいて、さらに検討委員会のほうにご提案を申し上げて、ご意見やご助言を賜りながら計画策定を進めたい、このような形で連携を進めてまいりたいと思っております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、検討委員会で出た意見とか、こうやったらいいんじゃないかという話を、推進委員会のほうで実現に向けるために、いろんなところの結局交渉とか、それから本当にできるものかというふうなものもさらに検討しながらやって、次に進むという形に理解してよろしいでしょうか。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 今渡部議員から申されました、まさにキャッチボールをしながらつくり上げていくという過程はそのとおりでございまして、やはり跡地に基本方針として必要とされました地域づくりの拠点であるとか交流、憩いの空間、にぎわいづくり、こうしたものを実現するために今計画策定をしているわけですが、もう一方では、ここに新しく建築される、設ける施設というものと、この地域に既にある公共施設との競合という問題とかそういうものを様々調整したり、必要とされるものを精査していくということになれば、やはり調整する機能が必要となると思っておりますので、そうした役割も推進委員会などでは担いながら形づくりをしていきたい、このように思っているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ありがとうございます。

あと、昨年度、計画策定委員会ですか、その報告のときに、最後のほうで複合施設を目指すような形の何か基本方針の示し方をされたと思うんですけども、やはり最終的には複合施設ということで考えていいんでしょうか。交流センターを軸として、ほかのこの間の委員会で示されたいろんなアンケート結果とか、それから前の委員会でも出てきた案とかをその中から選びながら、さらに別なことも考えながら、やはりいろんなものを詰め込む複合施設という考えでよろしいんでしょうか。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 今複合施設の計画なのかというご指摘でございますが、昨年のも明らかになっている基本方針の中では、小松地区の拠点となる施設設備を内包する施設ということでは、小松交流センターをその中核というふうに記載をさせていただいております。そのことを基

にというふうなことで今基本計画の策定を議論いただいておりますので、複合施設というところでも交流センターとは別な様々な分野の施設を統合したという形をイメージされると思うんですが、そういうようなことではなく、小松交流センターをその中心に置いてそれぞれお使いいただく、活用いただく、そうした施設を目指して議論をいただいているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 大体大枠は分かりましたけれども、今はそこから話し合っているということですよ。それで、先ほども話ありましたけれども、やはりスタートが非常に遅かったんじゃないかというふうに心配しているんですけれども、12月の策定を目指しているということですよ。だとすると、前回聞いた話だと、大体5月に決まって6月からはもう始められるんじゃないかという話で聞いていたものですから、そして12月、随分急な委員会で大変じゃないかなと思うんですけれども、その辺どう思われますか。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 確かにご指摘のとおりで、実際実務に携わっている事務局の我々としても、その辺心配な面はございますけれども、今鋭意内部でも、そして近々第2回目の検討委員会を開催していただきますけれども、その中で十分に議論をして、時間だけが目標ではなくて十分に議論できるような準備をしながら、検討委員になっていただいた方の活動というか議論をいただきたいと、このような準備を進めてまいりたいと思っております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それから、ここの問いのほうでもう一つお聞きしたいんですけれども、この中で新たな検討体制を組織しながらというその後ですけれども、平面計画、整備手法、財源の研究などとなっておりますが、この財源の研究のほうはやはり推進委員会のほうでするわけでしょうか。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 そのとおりと考えております。推進委員会のほうで財源等のほうは検討したいと思っております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、小項目の2番目のほうに移らせていただきます。

委員の人選でございますが、振興協議会を中心としながらということで選ばれているようでございますが、前段の委員会のメンバーもやはり残っているということでしょうか。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回検討委員会の委員のお名前を記載はしておらず、大変申し訳ございませんでしたが、ご指摘の基本方針を策定する際にご協力をいただいた方も一部いらっしゃいますけれども、今回回答弁書のほうにも記載させていただいたように、新しく造るその施設を十分に活用していくんだと、こういうような世代、これからの世代の方とか、あるいは現在活躍、活動されている方々のご意見を十分にいただきたいということでの人選でございました。

○議長 渡部秀一君。

○3番 今の質問は、やはりある程度内容を知った人が少し残っていただかないと次の委員会も進まないんじゃないかと思って、心配してした質問でした。

それから、公募でお二方選ばれていますけれども、この公募というのは町報とかそういうもので公募したのでしょうか。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 町の広報媒体としては、ホームページなども使いながら公募をさせていただいたところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 現在の委員の方が第1回目を7月になさったわけですがけれども、これからも委員会、一応このメンバーで重ねて続けていかれるということでしょうけれども、その中で、町民のほうには今このくらい進んでいるよというふうなことは周知されるのでしょうか。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 立ち上がりから少し時間が経過したという段階で、現在まだ協議の内容までは思いのほかちょっと到達していないということからも、まだそういう情報は公開しておりませんが、ただし、検討委員会の会議録といいますか、会議の様態などは今申し上げたホームページなどでも報告させていただいておりますが、もう少し形づくりが出るに従いましてそうしたものは公開をしていきたいと、このように思っております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、続いて委員長についてお聞きしたいと思います。

渡部先生ですけれども、高島出身ということで、プロフィールのほうをホームページのほうで見ますと、すみません、ちょっと資料が見えなくなっちゃって、その中で、専攻の中にランドスケープというふうな形で何か風景とかそういうふうな格好になっていますけれども、

こちらの紹介のほうです、答弁書のほうです。風景のデザインの専門でありというふうになっておりますが、風景と何だろう、デザイン、その辺がちょっと結びつかなくて、どういうふうなことで、このランドスケープ自体がちょっと分からないので、私もちょっとランドスケープというのを検索してみましたけれども、造園というふうな形と、それから風景、それから場所とそこに住む人々のダイナミックな結びつきとか、そういういろんなことが出てくるんですけども、このプロフィールの中では造園学会のほうに随分いろんなものを出されているみたいです。ということは、こちらのほうの自然との調和みたいなランドスケープという形の人なのか、ちょっとその辺が分からなかったので教えていただけますか。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回渡部先生を選考する過程に当たっては、申し上げましたように、基本方針では活力ある地域づくりに資する建築施設、交流、憩いの空間づくり、町なかのにぎわいづくり、こうした基本方針を基に今ご議論いただいているわけで、その計画を今策定しているところでございます。今特に議論の集中しているところは、やはり建物、建屋の状況を、どのようなものが必要かということにはなりますが、今申し上げた3点の基本方針を具体化、具現化していくためには、やはり建物だけではなく、この6,000平米という敷地を十分に生かして、例えば小松の中に歴史的に根差しているお祭りの場所であったり、あるいはその建物の中で人が集う場所であったり、そしてそこから人が憩う空間であったりといったときに、この敷地を十分に生かして一体的にお使いいただく、あるいは利用いただくようなことというの今後の計画には十分大切なことではないかなというふうに思っております、そういう意味でも渡部先生からのご助言とかご指導なども期待されるのではないかなと、このように思っているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それから、中にはメディカルタウンデザイン会議の委員長というふうに書いてありますけれども、結局そのメディカルタウンのデザインも担当なされたんでしょうか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 メディカルタウンの置賜総合病院を核として住宅、商業、公共、こういったものを融合させるということで、全体的な町並みのデザインをつくるということで、30年度にデザイン会議を設置させていただいて、そのときに空間構成とか地域環境とか緑との調和とか、そういったものを全てトータルでプロデュースしていただくということで、委員にご審議いただきながら委員長として取りまとめをいただいたという経過でございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ただいまのお答えの中にも出てきましたけれども、これにも書いてありますが、空間づくりに深い知見をお持ちであるというふうに書いてありますが、やはりその空間というのは自然空間、それから居住空間、いろんな空間がございますけれども、その結びつきとか、景観がよく見えるような感じのものをお持ちであるというふうには、こちらのほうで勝手に理解してよろしいでしょうか。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 渡部先生にはこの基本方針を十分理解いただいて、その具体化に向けて計画を今策定中でございまして、そのために先生の知見を、十分にご指導やご助言をいただけるものと考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 やはり先ほどの質問でも申しましたとおり、とにかく中心街の起点というふうにやっぱり我々も考えておりますので、そこからのまた伸びる可能性というものを残していただきながらやっていただければと思います。

先ほども質問の中でも申しましたとおり、とにかく委員の方々に中心街のよりよい形成を目指して、中心街の起点である庁舎跡地の利活用を、とにかく将来を見据えて考えていただければ本当にいいのができるのかなと思って期待しております。どうかその辺を考えていただきながらこの委員会を進めていただいて、中心街のすばらしいまちづくりを行っていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 渡部秀一君の一般質問は終了いたしました。

ここで飲料水交換のため、暫時休憩いたします。

(午後 1時31分)

○議長 会議を再開いたします。

(午後 1時32分)

○議長 第4順位の寒河江 司君は質問席にお着きください。

4番寒河江 司君。

第4順位、寒河江 司君。

(4番 寒河江 司君 登壇)

○4番 議長宛てに通告どおりご質問をいたします。

7月28日、29日の豪雨災害について、当町において昨年の台風19号のときよりも積算雨量が18ミリ多い140.5ミリと近年にない雨量となり、住宅や小屋の床上・床下浸水と道路ののり面崩落、破損等、河川では堤防決壊、越水の被害があり、土砂が水路を覆い、水田に水をかけられない場所があったり、農作物の冠水による被害も多く、爪跡を残す豪雨でありましたが、町民の安心・安全を守るために町執行機関の適切な活動や役割を果たすべき、早い復旧工事や経済対策を行い、政策決定をされなければならないと思ひ、下記の項目について町長の所見を伺いたいと思ひます。

1、消防団活動について。

大雨洪水警報が発令されるたびに水防団を組織され、排水作業を夜を徹して行われたわけですが、いつ堤防が決壊するか分からないところで車のライトだけで薄暗い水面に吸管を投げ込まなければならない、一歩間違えれば命の危険にさらされることになる、これを当たり前とする作業を考え直さなければならないし、注意を万全にしても投光器やサーチライト、雨具などの備品が不足しているのではないか。国交省に排水ポンプ車を依頼しても早い者勝ちでは排水作業はできないし、今回黒川地区で発電機と排水ポンプが設置されましたが、災害本部からの要請なのか自治会で準備したのかを伺います。

消防団活動をしていただくたびに、火災のときは自治会に炊き出し等をお願いしていますが、水害となると広域となり、人数も多くなり、自治会での対応ができなくなるが、今回の災害でも吉島の東郷、北郷、南郷の連合会とカレー屋ガルバンゾーの支援をいただき、地区センターではボランティア会の協力をいただき腹ごしらえをしていただきましたが、今後町による食料提供ができるものか、考えを伺います。

2、避難場所について。

6月の町報では、水害時の避難先に各交流センターは受入れが不可能とされて町民に知らせたわけですが、今回は各交流センターが避難先とした理由をお伺いします。

3、万福寺川について。

万福寺川に緊急に土のうを積まれましたが、反対側と土のうを積んだ上流側からの越水があり、田畑が冠水し、特に大豆が泥水で被害を受けましたが、台風19号後に取った対策が土のう積みだけとはあまりにもお粗末ではないか、町で対応ができなければ県や国をお願いしなければならないと思ひますが実情はどうなのか、地元出身の県議会議員や国会議員の協力を

得たのか伺います。

ふるさと納税について。

コロナ禍で巣籠もり状態になり、ふるさと納税が全国的に増加傾向になっていますが、当町の実情はどうか。自然災害が多く発生している影響で、地元支援、地域支援ということで返礼品を選択しない品なし寄附が増加しているが、当町においても寄附金の用途を明確にしたガバメントクラウドファンディングを利用して、ふるさと納税の品なし寄附をふるさとチョイスに増設したらよいと思いますが、当局の考えを伺います。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 寒河江 司議員のご質問にお答えします。

初めに、7月28日の豪雨災害についての消防団活動についてであります。7月28日、気象台より大雨土砂災害警報が発令され、川西町消防団は水防団として町内の出水状況のパトロールや浸水被害、土砂災害の対応にいち早く出動いただき、感謝をしているところでございます。また、町内の自主防災組織、各地区センターにおいても迅速な対応をいただき、人命と財産を守ることができたことにも感謝を申し上げます。

さて、ご質問の夜間時の活動に必要な投光器やサーチライトの配備についてであります。消防団に配備している可搬ポンプには附属品として投光器を配備しており、また、自動車ポンプ車や可搬ポンプ付積載車にはサーチライトを配備しております。しかし、これらの投光器等は基本的には火災出動仕様の装備となっているため、このたびの夜間の活動においては光量や照明が届く範囲に限界があり、作業に困難を来したものと認識しております。町といたしましては、このたびの消防団活動の状況を十分考慮し、運用体制について消防署、消防団の方々からのご意見をお聞きしながら、設備の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、雨具については、フードつきの上着とズボンのセット一式を平成27年、28年度の2年間で全団員に貸与しているところであり、その後の新入団員に対しても継続して貸与しているところであります。

議員からご指摘ありました黒川地区での発電機と排水ポンプの対応については、昨年の台風19号の水害を踏まえ、河川管理者である山形県が排水に関する委託契約を地元業者と締結したところであり、このたびの排水作業は当該契約に基づき、県が直接委託業者に指示し、行ったものであります。

なお、県ではこのたびのような水害に備え、今年度中に可搬式の排水ポンプを各総合支庁管内に配備することを明らかにしましたが、町としては、さらに国・県に対し、排水対応設備の拡充を図るよう要請してまいりたいと考えております。

次に、団員への食料提供については、災害対応時、特にこのたびのような昼夜に及ぶ長期戦になることが今後十分考えられます。このたびは議員ご指摘のとおり、地元の自主防災組織や民間の飲食店からのご支援をいただくなど、災害活動を地域で下支えいただいたところではありますが、今後の災害発生時の活動状況を鑑みながら、経費負担について検討していきたいと考えております。

次に、避難場所についてであります。災害時における避難所の設置については、町地域防災計画に基づき開設、設置することとしております。各地区交流センターは指定緊急避難場所として指定しており、災害等が発生するおそれがある場合に危険から逃れるため、緊急的に避難する場所として指定しております。

昨年度改訂した洪水・土砂災害ハザードマップにおいては、地区交流センターの中には、浸水想定区域に属していることから、避難場所として指定していない施設もあります。しかし、このたびの大雨については昨年台風19号とは異なる雨雲の流れであり、また、予測される降雨の状況や浸水想定区域の浸水ラインの見通し等を総合的に考慮した結果、警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始の発令をしたところであり、避難場所については、一次避難場所として、各地区自主防災組織の活動拠点でもあり、施設が充実し、開設対応がしやすい環境にあることを考慮し、各地区交流センターに開設し、運営したところであります。

次に、万福寺川についてであります。昨年台風19号の大雨により左岸堤防の越水による住居等の浸水被害が発生したことを受け、今年度に入り現地調査を行い、再発防止対策として緊急的に土のう設置工事を実施したものであります。また、本河川の堤防かさ上げについては、議会の令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会による現地調査を踏まえ、令和2年6月15日付でその早期実現の申入れをいただいたことから、出水期を前に減災対策として応急的に施工し、7月7日に完成したものであります。

工事の概要については、昨年台風19号の大雨により越水した箇所が本河川の左岸堤防の町道八幡堂洲島線から南へ約40メートルの区間であったことから、同町道から南へ約50メートルにわたり耐候性土のうを設置し、現況の堤防よりも約50センチメートル前後高くして越水防止対策を講じたものであります。

7月28日の大雨では、夜間及び翌日に現地をパトロールし、今年度土のうを設置した箇所

の越水は確認されませんでしたので、土のう設置の効果は少なからずあったものと思っております。しかしながら、対岸の右岸堤防が越水し、隣接の畑が冠水している状況を確認しております。この要因については、右岸堤防の越水に加えて排水樋管からの水の逆流により周辺農地への冠水が生じたものと推察され、本河川堤防草刈り等を受託されている川西東部維持管理組合の役員の方々からも、排水樋管が要因の一つであるとのことをお話を伺っているところであります。

今年度は災害再発防止に向け、緊急的、応急的に左岸堤防に土のうを設置しましたが、今後頻発化が予想される大雨に対応するため、抜本的な対策を講じる必要があるものと考えております。そのため、国土交通省山形河川国道事務所及び置賜総合支庁河川砂防課に出向き、専門的見地から河川整備に関するルールや手順等の助言をいただいております。

今後、準用河川万福寺川については、有利な財源等を研究しながら、国・県等からの助言を踏まえ、効果を見極め、最良の整備手法を検討し、災害再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。そして、今後とも毎年実施している県選出の国会議員の方々や国土交通省への要望活動において、財源の拡充等を継続して求めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税の品なし寄附についてであります。ふるさと納税制度は、進学や就職などを機に都会へ移住された方などが、ふるさとへ恩返しをしたいという思いを納税という形でかなえることができるようにと生まれたもので、出身地など応援したい自治体に寄附した場合には税金が控除される制度であります。本町では平成20年9月29日に川西町ふるさとづくり寄附条例を制定し、現在に至っております。

この間、返礼品の充実と制度の浸透によりこの制度への注目が高まってまいりましたが、一方で、ギフト券などのいわゆる金券類を返礼品に採用する事例や、豪華過ぎる返礼品の設定など行き過ぎた側面があるとの指摘を受け、現在では、国から返礼品の返礼割合を3割以下とすることや地場産品に限るなどの基準が示されるとともに、昨年6月からはこれらの基準を基にした国の指定制度の運用が開始されております。

本町においては、制度の趣旨を尊重しつつ、ふるさと納税の魅力アップと拡大を目指しております。本年7月からは、ふるさと納税ポータルサイトについて、ふるさとチョイスに加え、さとふるを新たに追加するとともに、返礼品にさくらんぼを追加するなど、本町に関心を寄せられている方々をつなげる機会の創出を目指し、見直しと改善を重ねております。この結果、8月31日時点における寄附の状況は、寄附件数が1,013件、寄附額は2,466万円となっております。昨年度同時期での実績は353件、1,083万円でありましたので、寄附件数、金

額ともに倍以上増加している状況となっております。

ふるさと納税全体が伸びている要因としては、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、自宅での食料需要が高まっていることが挙げられます。酒田市においては、4月に入ってからふるさと納税の申込みが急増し、およそ半月間で昨年4月1か月間の約3倍の受付実績となるなど、ブランド米や和牛、焼酎などの特産品を有する自治体の伸びが大きくなっているとマスコミで取り上げられております。

また、台風や豪雨などによる災害が多発する中、被災自治体へふるさと納税を活用して支援できる仕組みが設けられております。返礼品を希望しないことで申込金額の全額を被災自治体に届けられることから、ご質問いただきました品なしの寄附が増加しております。

本町においても7月28日からの豪雨により、住宅等の浸水の被害をはじめ、農作物の冠水被害や土砂流入、道路の冠水やのり面崩落、水路の洗堀や損傷、河川においては、越水はもとより堤防や護岸の欠壊など、広範囲に被害を被りました。これを受け、ふるさとチョイス災害応援サイトを活用した緊急災害支援フォームを8月3日に開設し、災害の発生状況を広く周知し、返礼品のない支援を募っております。寄附の状況については、8月31日現在で19件、36万8,000円の寄附をいただいております。

一方、さとふるにおいては、災害支援ページの立ち上げは可能であります。自衛隊の派遣要請や特別警報の発令、激甚災害の指定、住民への避難指示の実施などの条件が付されているため、この間、支援ページの立ち上げができなかった状況にありましたが、このたび山形県が激甚災害の指定を受けたことから、ようやく8月27日に支援ページが立ち上がって原則1年間の災害支援寄附を受けられる状況となり、8月31日現在で15件、11万8,000円の寄附をいただいております。

ふるさと納税制度は、町内で生産される製品等を含め、本町特産品の情報をより多くの方々に届けることができる機会であり、また、本町に関心を持っていただくきっかけづくりに有効なツールであると思っておりますので、今後もふるさと納税の窓口の拡充や魅力ある返礼品の発掘を進め、本町の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上、寒河江 司議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 それでは、一番最初から、まず今回の豪雨災害について、消防団の方々、非常にご尽力いただきました。感謝いたしたいと思えますし、まず私が現役でなく逆によかったなと思いつつ、現役だったらもう大変な思いをしながらという、そのぐらい大変な思いをさせて

しまったなということで、本当に感謝申し上げたいと思います。

まず初めに、町長にお伺いしたいのが、消防団活動の範囲であります。消防団活動というのは町長の考えるところ、どこまでの範囲を活動してもらいたいと思っているのか、率直にちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 消防団組織は本町内におきます防災組織の一番大きな組織でありますし、若い人たちの人的集約されている本当に心強い活動を展開していただいております。東日本大震災以降でありますけれども、様々な形で消防団の活動については大切だという国の指針も出ておまして、より一層消防団活動の組織の強化ということが求められておりますが、一方では、自分自身、消防団員一人一人の人命に関わるようなことについては、しっかり踏まえた活動をするべきだというふうに言われております。

消防団につきましては、火災現場への出動、さらには今回の災害などの対応のときに現場で任務についていただくマニュアルがございまして、その中で増水したときの出動、待機水準を超えれば地域の溢水状態などのパトロールに入るとか、また、常に出水する可能性のあるところについては、状況を見回りながら排水などの作業に当たっていただくというようなこと、様々な情報を集めながら行動に移っていただいているところであります。あくまでも人命に関わる、消防団員の命に関わるような任務については、危険を回避しながら行動に当たっていただくということが最優先でございますので、それは火災現場においても同じでありまして、団員のけがとか命を落とすようなことのないように配慮しながら任務に当たっていただくという役割でございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 何でその話を聞いたかといいますと、今回、堤防の上に130人ですよ、130人の消防団員がずっと並んで、その下の下段の堤防にポンプを置いて、そして吸水管を投げ入れるのに水面が見えないんですよ。それで、サーチライトの薄暗いやつを照らしながら吸水管を投げなきゃいけないんですね、水面ぎりぎり。これは物すごく危険ですよ。万が一足を滑らせたら中に入ってしまつてということで、非常に見ていても危ないなと思いつつ、また、今回堤防が決壊しなかったからまだよかったものの、あれは上流のほうで堤防が決壊したといたら、もうそれこそ避難しなきゃいけないというような、そうすると、一方通行になつちゃうものですから逃げ場がないというか、車での移動ができないということもあるし、非常に見ていて危ないな、危険だなと思ったんです。

それで、今町長がおっしゃったように、水防訓練は排水作業もしてもらわなきゃいけないという話がありますが、トータル的に考えて、消防団に排水をしてもらうというのはもう急場のしのぎであって、これを毎回当たり前のようにやっぱり要請してはいけないと思うんです。やっぱりそこで国交省に頼んだ排水設備をしてもらうとかというふうに方向づけしないと、これは命からがら勤めから帰ってきて、夜寝ないで雨具を着て、寒さに震えて対応しなきゃいけないというようなやり方を毎回毎回やっているようでは駄目だと思うので、今後、消防団組織としてのトータル的な考えとしてやっぱりやってもらいたいんですが、そこら辺、町長、どうでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 第7分団の吉島の水防団、消防団については、あの北郷地区を中心に、大雨が降るたびに浸水するというので、任務の中に入れていないわけではないんですが、団員自らそこは排水が必要だということがずっと歴史的につながってきたといえますか、そういう作業を担っているというような思いを持っていらっしゃって、今回もいち早く対応していただいたのかなというふうに思います。今議員からありましたように、本当に危険な状態が見過ごされて、もし何かあったときに責任が取れるかということになれば、やっぱり重大な消防団にとっても痛手になりますし、町にとっても大きな損失になるわけでありますので、今後の団活動については十分検討させていただくとともに、今回のことを教訓にしながら検証させていただきたいと思います。

○議長 寒河江 司君。

○4番 ぜひともこのやり方をもう一回一から考え直すというぐらいでないと、消防団はとでも入ってられないと、命からがら我々警察の特殊部隊でもないし、自衛隊でもないしという考えもありますし、やっぱりそういう危険な目には絶対遭わせないと、では消防団の役目は何かというと、やっぱり火災においては初期消火とか啓蒙活動とか、あるいは水防に関してはパトロールをしていち早く避難指示をしてもらうとか、あるいはちょっとしたところは土のうを積んでもらうとか、あるいは独り暮らしの老人の方を避難所に連れていってもらおうというぐらいにしておかないと、消防ポンプで排水をするというのは用途外のことなんです。消防ポンプというのは少ない水量で遠くまで飛ばすというだけであって、排水をするという役目じゃないものですから、非常に効率が悪いので、そこら辺をひとつ今後やっていただきたいなというふうに思います。

それから、この間8月26日の新聞にありましたけれども、県で各総合支庁管内に排水ポン

プを配置するというようなありがたい記事が出ました。置賜総合庁舎にも1台と、あと私もあまり分からなかったんですが、地域振興局というのがあるんですか、そこに1台ずつと、計9台というようなことなので、これも先ほどの質問の中にありましたけれども、国交省に電話したら、今のところ2台なんですね、置賜にあるのは。それでこれは早い者勝ちだという話なんです、早い者も何も高島町が無条件で一番先に行くんだそうです。あそこで水害、床上浸水があったものですから。あそこへばつと行くと、残り1台ですよ。残り1台を南陽市と川西町で取り合いをすると、やっぱりよそのほうに負けちゃうということがあって、おまえのところは何とかならないかというような、そんなこんなでありましたので、この総合支庁に1台入ったというようなことで、この理由もまだぽんと設置されたわけではないですけれども、こういうこともやっぱり町長のほうから電話したら、空いていればすぐに持ってくるかというふうな連絡というか、そこら辺は仲良く連絡もやっていただいて、緊急事態だというような。

それから、1つこれもそうでしょうけれども、町長が、ここに質問に書いてあるんですけども、町独自でというようなこともありますが、町独自ではやっぱり予算的なこともあるので、これはどうでしょうか。置賜広域で考えていただいて、南陽、高島、米沢、川西ぐらいでこの排水、県で準備するみたいな、本格的なものでもなくてもよろしいですけども、ここら辺は置広あたりに働きかけて、1台ぐらい購入するという手だてもあると思うんですが、そこら辺、町長、お考えはどうでしょう。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 昨年と今回の浸水被害を受けて、県として総合支庁、さらに振興局というのは西置賜の振興局ということになりますので、西置に1台、それぞれ配備されるということは、県の危機意識に立った形で配備していただけるのかなというふうに思います。町としては、国交省のほうにもさらに増車してほしいというような要望もさせていただきました、国交省のほうも前向きに検討していただくということで、ぜひ推進していただきたいとお願いもしております。

置広レベルで広域で配備する必要があるのではないかなということについては、大変私も同意見でございまして、議員も置広の議員でいらっしゃいますので、そういう立場で応援していただきたいわけですけども、戸沢村の村長さんと先日会議で一緒になりまして、戸沢村も气象台から全員避難しろということで、国交省、河川事務所と气象台からもう戸沢村が浸水すると、破堤するということで、かなり厳しい状況だということで、去年以上に対応策

に追われたそうです。1階にある役場のパソコンはみんな2階に上げたりとか、あと地域住民を皆避難させるとかという行動で、たまたま上流部のほうが破堤したので戸沢村は助かったということにはなりますけれども、そのぐらい厳しい最上川の状況だったということで、その中で出てきたのが、最上広域で排水ポンプを配備していると、4台ほどあるそうですけれども、そのうちの1台はもう戸沢村でいつも使わせていただいているんだということで、最上広域ではみんなで、どこがということじゃなくて、全体で支え合ってやっているというようなお話もいただきましたので、今ご意見としていただいたやっぱり単独じゃなくて広域で持てないかということについては、有効な手段だなというふうに思いますので、ぜひ理事会の中でもこういったことを検討していただくように提案していきたいと思いますので、ぜひ応援していただきたいなと思います。

○議長 寒河江 司君。

○4番 ぜひともやっぱり広域でも一度話すように、ここら辺は我々も応援しますけれども、やっぱり任期の長い町長が一番でしょうから、ちょっと賛成しろと言えば決まるんじゃないですか。そこら辺はひとつ広域で考えていただければ幸いですし、やっぱり消防団の方にも労をなるべくしないようにということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、消防団に対して我々の自主防災組織で炊き出しをしたわけでありましてけれども、あそこの地区は人柄がいいところでありますから、労をねぎらうというようなことは昔からやってきたことであります。しかしながら、何人来たか定かではない、とにかく増える一方だったと、数えてみたら140人だというんですね、後から聞いたら。140人の食事を賄うとなってくると、これはまた炊飯器が何個あるんだということになるわけですよ。でかい調理器具があるわけじゃないものですから。そうすると、今回我々連合会、自主防でコンビニ頼りだということで、コンビニに行きましたら、売り切れだ、ないというようなことで、米沢まで行って集めてきたという経緯がございます。大体コンビニにおにぎりは30個ぐらいしかないんですよ、皆さん知らないでしょうけれども、今回私も初めて分かりました。30個、2軒、3軒だって、4軒行ったら120個でしょう。1人1個ずつというわけにはいかないですよ、あんな若い者で、我々もう一気に5、6個食わないと腹いっぱいにならないようながっちりした人がいっぱい来るわけですから。それでもかき集めて、それでも足りないとか、菓子パンだというようなことで、飲み物も準備してというようなことで、逆にそっちのほうが大変だったんですよ。消防団の方も大変だったでしょうけれども、こっちの自主防としても大変だったわけです。ああいう洪水するたびに大騒ぎをしなきゃいけないというような、

昔からやっているものですから、助け合いの精神でやっているものですから何の苦痛もないんですが、これは1年に2回、3回と雨が降るたびに重なる、またかというようなことで、やっぱりお金もかかるというようなことなので、これはやっぱり町で何か対策を取っていただかないと、各地区の自治会長さんが年々変わってしまうものですから、引継ぎはしたものの、実際その場に遭わないと分からないという経緯もありますので、ぜひとも消防団がもし活動を、相反する質問ですけれども、片やなくしたほうがいい、なるべく活動しないようにと、でも万が一のことを考えてとなってくると、やっぱり食事の手当てということも考えていかないと、いつまでも自治会の方々とかに支援を甘えてばかりではいけないんじゃないかなと思います、そこら辺、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回は第7分団から北郷地区の浸水が甚大だということで、管内といいますか、町内の各分団に応援要請があつて、あそこに結集したような状態になったところであります。そういう意味では、本当に昼夜頑張っていたいただいた団員には感謝申し上げたいなと思います。その活動を支える食料供給について、自主防をはじめ吉島地区の皆さん、そして民間の飲食を担っている方から温かい支援をいただいたことに感謝申し上げたいと思います。ただいまありましたように、今回のことをしっかり踏まえながら、やはり団員の活動がしやすいとか、活動しやすい環境というのをつくっていかなくちゃいけないというふうに思いますし、これについては幹部の皆さんともしっかり意見交換をさせていただいて、町としての責任も当然果たしていかなくちゃならないだろうと思いますので、今後の在り方について先ほどの団活動と併せながら検証作業をして、より有効な活動になるように支援強化をしていきたいと思ひます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 今回の災害場所があそこの1か所だけじゃなくて2か所だったわけですので、二手に分かれたというようなことで、もうあっちに行って公民館で食料をやつて、こっちに来て食料をやつたりと、もう我々も自主防をやりながら、議員という立場がもう吹っ飛んでしまつて右往左往したという経緯がございます。その中でやっぱりしっかりと一本の筋を通してもらつて、今後水防に関しては、消防団の食料は町に任せろと言ってもらつていいということだと思いますので、そう理解してもらつて、ただし我々も人ですから、ご苦労さまという支援はそれは存分にさせていただきますけれども、今後こういうことがあればお互いに協力し合いながら、ひとつ消防団に不満のないような方向でやっていきたいと思ひます。協力をお

願います。

それから、今度は避難場所でございます。6月の町報では、各交流センター、水防は駄目だよと、避難は駄目ですよというようなことで丸がついていない。今この答弁書を見ましたら、警戒レベル3だどうだ、雨降りがどうだという意見が書かれておりますけれども、町民にとっては雨が警戒レベル3だろうが4だろうがあそこは駄目だよと町報で流しているのに、指示しているというか閲覧させているのに、今度は交流センターに來い、ハザードマップを見たら体育館だ何だ、どっちへ行けばいいんだと、ころころ変わるなという意見もあったわけです。確かにころころ変わっています、コロナだけに。やっぱりコロナ対策も必要だからこそいろんな考え方が必要だと思うので、これは担当課長のほうも大変だったと思いますけれども、実際やっぱり先ほども言ったように、一つの一本の道筋を町民に知らせるべきだと思うんです。降水量が少ないから警戒レベルが3だから交流センターだ、4だからどうなこうな、そんなこと町民が分かるわけないですよ。この雨降りは何ミリだからどこかなんていうわけにはいかないですから、自分で判断してでは行かないなんていう人もいたわけですよ。どこに行ったらいいか分かんない、独りぼっちで行くのは嫌だからと公民館に行った人もいるわけですね、実際に。その中でやっぱり一つの筋道を立てて、詳しくなくても、我々災害本部ができて、今度は各交流センターに無線がつながったからそれで連絡しますとか、担当課長も今度の町報で知らせてあげてくださいよ、今度は最新のやつを、マル・バツでなくて。警戒レベル3だったらこの交流センターと、それは交流センターで指示します、災害対策で指示しますとか、その指示に従ってくださいと、あと避難してくださいというのは消防団とか自治会でお願いだとかということをもっと強くしてもらわないと、まだまだ浸透していないですよ、まだまだ。避難してくださいと言ったってしないんですから、実際問題。大丈夫だこのぐらいと勝手に判断するんですよ。そういうことのやっぱり一本筋が通ったことをこれからどうしていくのか、できますか、担当課長。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

避難場所の件でございますが、先ほどの町報のお示しした点、この辺、議員からご指摘があった一つの筋とありますが、正直今回も災害によった土量であったり場所であったり、その辺で大変まず悩んだのが一つございました。ただ、今議員からご指摘あったとおりの、こういう場合はこういう形、あとさらに申し上げると、今コロナの関係があって、今度はすぐに避難場所ではなくて最寄りの親戚であったりとか、そういう状況もいろいろ変わってござい

まして、その辺でやっぱり結果的には状況に応じてお願いするという形ではありますが、逆にその辺がかえってなおさら混乱を招く形でありますので、今後1回で全て丁寧に説明できないと思いますので、折に触れてご説明させるような、そういう形も踏まえてご理解、ご了承をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長 寒河江 司君。

○4番 今回避難した方が少なかったから、よっぽどコロナ対策というようなことで、ソーシャルディスタンスが取れた感じではありますが、これが一、二の三で堤防が決壊などすれば交流センターどころの話じゃない、そこまでも行けないし、そうやって考えれば考えるほどざわっとするので、これはやっぱり我々だけが知っていればいいというのではなくて、町民に知ってもらって、どうしたら避難してもらえるかということも考えて、どうしたら啓蒙できるか、私が一軒一軒避難してください、避難してくださいと言えば避難するかといったら、するわけないんですから、ですからそこら辺をみんなでちょっと英知を絞って、どうしたら避難してくれるか、早めの避難をしてくださいといっても早めなんか絶対しませんから。そういうようなことで、ひとつこれから啓蒙していただいて、町報を利用してするなり、町長が各地域を回って、今一生懸命やっていますから、お伝えするなりというように、ひとつご努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、万福寺川です。特別委員会もつくってやりました。今回土のうを積みました。ここにも土のうを積んだから多少は溢水を免れたと書いてありますけれども、土のうを積んだからじゃないんですよ。あれは国で各河川、黒川、犬川、誕生川の支障木を撤去してもらって流れがよくなったと、流れがよくなったおかげで河川の水位が上がるのが時間がかなり遅くなると、時間稼ぎになったということなんです。今までだと流れが悪いものですからすぐに水門を止めなきゃいけない、するとその分だけ溢水するということなんです。そうするともっと被害が多かったわけですが、台風19号で国が一生懸命頑張っていたら、流れがよくなったせいでこうなると、そこで土のうを積んだからどうのこうのじゃないですよ。やっぱりここはひとつ川西町の重要案件と申してもいいぐらいに、かさ上げ工事を県・国に要望して、お願いをして実現してもらいたいと。お尋ねしたいのは、今現状どういうふうになっていますか。お尋ねしておきます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 万福寺川のただいまの現状、進捗状況ということでございますが、技術的指

導ということで、県、それから山形河川国道事務所に出向いて、この対策についてどのような対応をしたらいいかというふうにご相談をしてみました。いろいろ工事の手法についてはあるわけですが、まずはどういう工法が災害を発生させないで済むような工法かを調査して、十分に精査をすべきだというお話を承っているところでございまして、また、これから再度お伺いをして指導を受けてくる予定でございすけれども、河川法等々のある程度のルールもございすので、その辺のことについて再度詳細にお伺いしてくる予定であります。

以上でございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 このたびの災害で山形県が激甚災害になったというようなことで、あっちの村山から北のほうを対象かなと思ったら山形県全体だという話で、この激甚災害のほうに、口は悪いですが、でもどさくさでということは、申請はできないものですか。これをお尋ねしたいです。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 災害復旧事業につきましては、これは原形復旧が建前ということから、堤防が決壊したとか、あるいは構造物が壊れたとか、そういうことを復旧するための災害復旧事業でございます。今回8月25日に指定になりました激甚災害の指定につきましては、その復旧が速やかに復旧するように補助率を上げていただくというような指定でございまして、公共土木施設災害につきましては通常でありますと66.7%、3分の2の国庫補助率でございすけれども、それをもっとかさ上げしていただくというような指定だというふうに認識してございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 これは災害が起きるたびに私はずっと追跡します。実現していただきたいなと、住民の要望でありますので。これはなかなか町単独ではできないものですから、やっぱり国を動かすしかないなと思います。ぜひとも実現に向けて、どうしたら実現できるかというのをやっぱり知恵を絞って、おだてながらも褒めながらも陳情してやっていただきたいなというふうに思いますので、一つのこういう災害に強いまちづくりの第一歩というような形でやっていただければなというふうに思います。

次に、ふるさと納税であります。品なし寄附でございます。これはなかなか知っている人は知っているんでしょうけれども、知らない人は知らない、そんな納税があるのかなと。

すみません、1つ忘れまして。ふるさと納税に関することじゃなくて、もう一つ万福寺川、農作物の災害がありましたけれども、豆が泥をかぶった、稲が泥をかぶったというようなことで、その中で女性の認定農家の方が作っているダリヤがもう全滅したということで、被害額が80万というふうに推定されておりましたけれども、この女性認定農家の方に対して何かお見舞いとか、何かそういうふうなことを考えているのかだけ、ちょっと1つ。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 今回の大雨被害に伴いまして、本町内でも約7ヘクタールほどの農作物の被害、これが確認をされております。特に吉島地区におかれましては、議員からご助言ありましたように、大豆の被害などが、冠水被害でございますが、多かったわけでございますけれども、そのほかただいまのダリヤにつきましても、被害のほうは私どものほうで確認をさせていただいております。

その被害に対する対応ということでございますが、認定女性農業者としてのいわゆる被害に対する直接的な支援といった支援策は、今現在ございません。次のその被害を受けられた後にどういった営農活動を行われるのかといった部分につきましては、私ども担当者、また町独自に営農活動の指導マネジャーを配置してございますので、その点につきましては丁寧に協議を重ねながら、次の営農活動に向けての活動を支援させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 すみません、関連で、農作物ということだったんですが、支援は今回はしないと、その次のやつだというようなことで、本人が次もダリヤを栽培したいという意思があれば、植えるとなれば、球根の提供ぐらいはしていただきたいなというふうに思いますので、そこら辺はちょっと頭の隅っこに入れていただきたいと思います。

さて、ふるさと納税に戻ります。私がこの質問状を出したのが25日であります。そうしたら、いち早く8月31日現在でと書かれております。さすが課長だなと思います。このことについてもやっぱり広く町民に私知らせるべきかなと思って、ふるさと納税と言っても、やっぱり品物がなくても寄附だけしたいという方がいっぱいいるというようなことで、町民に知らせるために私こうやって質問をしたわけであります。

1年前にも私ふるさと納税の質問をしたときにも、価格を下げると、価格を下げた品物を作れというふうなことで、今インターネットで見たら、七、八千円のやつがすごく売れているんですね。切り餅とか漬物セットとか、何だかんだと見ましたけれども、やっぱり

そういうような、塵も積もればというようなことでなっております。その中で、今コロナ禍で国で補助金を出している、その補助金をふるさと納税に引っかけて、例えば1万円のふるさと納税を1万5,000円分の品にして、その5,000円分を補助金に使って、畜産農家の支援のためだといって1万円で1万5,000円の分をやっているという地区、ところがいっぱいありますが、当町ではその実態はどうでしょうか。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 ただいまご紹介いただきました事業につきましては、現在の新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、在庫を抱えていらっしゃる生産者の方が多数おられる関係から、一定の要件はございますが、生産者団体でございませうとか、あと地域の中で協議会などをつくっておられる方々が、生産者のほうからその作物を購入される際に国から2分の1の助成を受けられるというものでございます。そしてまた、地域によってはそれらの生産者団体、または地域の協議会の方がふるさと納税に参画されているような事例もございます。それゆえに、2分の1の補助を受けて購入したものを返礼品にする関係から、これまで300グラムだったものが600グラムというふうに金額で見ますので倍増してしまって、しまってという言い方もおかしいのですが、それが実情になってございまして、その結果、何とふるさと納税の額が10倍に増えたといった事例なども報告をされているところでございます。

本町におきましては、そういった生産者団体、または地域の協議会の方がふるさと納税のほうに参画されている実態が今現在ございませぬので、本町におきましてはそういった事例はないということでございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 それを聞いて安堵しております。というのは、これが永久的に続くというのなら推奨してやれやれと言いたいんですけども、一過性のものですから、今はいいかもしれないですけども、これはコロナが終わったらもうアウトになっちゃうので、もしそれをやっていたというのなら、ちょっと今時間ないですけども、ちょっと問題だなと思いつつ、でも安心しました。そういうことはやっぱり一過性のものですから、もうやめていただいて、正々堂々うちの町はこういうものだというような売りで、今後ともいろんな食べ物がいっぱいありますから、一生懸命皆さん営業して、ここで座っている場合じゃないです、本当、一生懸命ふるさと納税してくださいと頭を下げて、町のために一生懸命頑張っていたきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 寒河江 司君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時50分といたします。

(午後 2時29分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時50分)

○議長 第5順位の吉村 徹君は質問席にお着きください。

5番吉村 徹君。

第5順位、吉村 徹君。

(5番 吉村 徹君 登壇)

○5番 本日最後の質問者となりますので、よろしく願いいたします。

この場をお借りし、このたびの豪雨災害について被害に遭われました皆様にお見舞い申し上げます。

初めに、鳥獣による農作物被害対策についてお伺いいたします。

3月議会において質問させていただきましたが、その中で、今年の冬の近年にない小雪という状況の中で、農作物などの被害が増加することが危惧される旨の質問をさせていただいたところではありますが、今日まさに予想していた状況となっているのではないのでしょうか。

3月の質問についてはイノシシによる被害についてでありましたが、その後、春作業を始めようとしたら水田の畦畔が掘られたり崩れていたとの状況があり、作付けに向けての作業が大変であったとの話を多くの農家の方から受けたところでありました。最近では、収穫前の稲穂が食べられた被害も出始めているとの報告が寄せられていることなど、イノシシによる今後の農作物に対する被害が心配される場所でもあります。

また、特に熊については、昨年1年間で9頭の捕獲数となっているようですが、今年は8月現在で8頭の捕獲数となっており、今後も捕獲数が増えることが予想されます。山の餌となるブナの実が不作であり、雪が少なく冬眠から早く目覚めたこともあり、春早くからの出没が確認されていましたが、このような状況の中で、住民の方への人的被害の防止はもちろんのこと、農作物被害の防止に向けた対策についても必要不可欠な状況と考えられます。

このような自然環境が変化する中で熊の生態も変化し、農作物被害は深刻になっています。これまで捕獲された8頭の熊による被害は、養蜂している蜂蜜の飼育箱が壊される、ラフランスの木が折られて実を食べられる、また、家畜の餌となるホールクロップのビニールを剥いで食べた挙げ句にホールクロップを転がして水田の稲を倒すなど、これまで考えられないような被害の状況となっていることについて、町長はどのようにお考えかお聞かせください。

このように、鳥獣による農作物に対する被害が深刻化する中で、対策に当たる町職員はもとより、猟友会会員の方々はおりやくくりわなの設置、見回り、そして捕獲されれば早朝から対策に当たっておられます。特に猟友会の現状をお聞きすると、会員の高齢化や平日勤務で働いているなどの状況の中で、年々増加する捕獲作業にも限界があり、猟友会の会員や捕獲に従事される担い手の確保が急務であるとともに、現在困難な中で有害鳥獣捕獲に取り組んでいただいている猟友会に対し、出動状況などの実情を検討されながら財政助成などの支援を図っていくことが必要と考えますが、町長はどのようにお考えかお聞かせください。

また、猿、イノシシ、熊をはじめとする鳥獣による被害、特に農作物被害については、耕作者の方の死活問題であることや被害が町内各地区に広がっている状況を踏まえ、これまで以上に地域住民と行政、農業団体、猟友会が一体となり、実質的に効果のある鳥獣被害防止対策を推進していくべきと考えるが、町長にお聞きいたします。

次に、7月28日から29日にかけての豪雨災害についてお伺いいたします。

降り続く雨の中で、气象台から当町に土砂災害警戒情報が発令され、コロナ禍の中での緊急避難所が各地区に開所されることとなりましたが、地区によっては29日閉所された避難所もあったわけでありましたが、幸い人的被害がなかったことに一安心しているところであります。

その後、被害の状況について自治会長、個人からの被害状況が各地区交流センターを通じて災害対策本部に報告され、それぞれの被害箇所の確認作業が行われたことと考えます。当町の降雨量については、今年の台風19号での積算雨量を上回る140.5ミリであり、土砂災害が予想され、避難所の開設の運びとなったわけでありましたが、大きな土砂災害に至らなかったことに安堵しているところでありますが、しかしながら、道路の冠水、農業用水路や水田への土砂流入、畦畔の欠損など多くの場所で被害があり、特に農業用水路が大量の土砂に埋まり、稲作にとっては水が必要になる時期となることから、早期の対策に苦慮されている農家の方がおられたとのこととあります。被害状況を報告した住民の方から、どのように対応すればよいか返事を早急に出してほしいとの声がありましたが、町としてはどのような対応

が行われたのか、町長にお伺いいたします。

このたびの豪雨災害についても、昨年の台風19号での道路の冠水、河川の被害などが同じ場所で起きているようであり、特に道路の冠水などについては、側溝などの維持管理作業によって防止できる場所もあったのではないかと考えるところであり、県道の側溝などの維持管理は県が行うことではありますが、状況について報告しながら要望していくことが必要と考えますが、町長にお伺いいたします。

このたびの豪雨災害は県内広範囲に被害があり、31市町村が県による災害救助法が適用され、災害復旧に向けた取組が進められることとなりますが、2020年度版国土交通白書によると、国内では地球温暖化などの影響で1時間に50ミリ以上の大雨が降る回数がこの10年で1.4倍に増えた、豪雨や水害の多発、激甚化の傾向は今後も続くおそれがあると書いているように、今後も豪雨災害が増加することを踏まえ、安心・安全を考えた災害復旧に向けた対策について町長はどのようにお考えかお聞かせください。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、鳥獣被害対策についての農作物被害についてですが、議員ご指摘のとおり、今年の町内における被害状況はイノシシと熊による被害が目立っております。8月末現在、イノシシによる水田や畦畔、牧草地の掘り起こし被害が12件、また、熊によるブドウやスモモ、ラフランスなどの食害が10件確認されております。

今年の被害傾向としては、イノシシに関しては、これまで水田畦畔の軽い掘り起こしでとどまっていたものが、畦畔外に水が流れ出るほど深く長く掘り起こされたり、水田内を広く掘り起こしたりするなど被害が重大化するとともに、下小松古墳群内においてはヒメサユリの根の掘り起こしが確認されるなど、これまで被害が確認されなかったエリアに被害が拡大していることが挙げられます。さらに熊に関しては、西大塚地区でのブドウ食害、下小松地区でのスモモやラフランスの食害、塩の沢地区でのラフランス食害など、過去に例がない被害が発生し、農家の方も非常に驚いている状況にあります。また、山間部におけるホールクroppサイレージが爪で裂かれる被害や食害も急速に拡大しております。

昨年度のイノシシの有害捕獲は3頭、また狩猟捕獲が18頭で、計21頭と過去最高の捕獲数でありましたが、今年度の被害状況はさらに増加しており、捕獲数以上に個体数が増加して

いるものと思われます。また、熊に関しては、昨年度はブナの実が凶作であったこともあり、熊の出没事例が多く報告され、町では過去最高となる9頭を捕獲しました。今年度もブナが凶作と予想されていることや暖冬により冬眠からの目覚めが早かったことなどから、春先から目撃が相次ぎ、8月末現在で既に8頭の捕獲を行っており、本年度は昨年以上の捕獲数になると見込んでおります。いずれの被害もこれまでにない規模、内容となっていることから、対策を強化していかなければならないと考えております。

次に、猟友会、担い手についてであります。最盛期には100名以上だった本町猟友会会員が現在では40名を割っており、うち15名が70歳以上と高齢化が進んでいる状況にあります。議員のご指摘のとおり、有害鳥獣捕獲の現場では、銃やわなの免許を持った猟友会の方々に活動の協力をいただいておりますが、わなの設置や見回り、駆除、撤去などの一連の活動は平日、休日に関係なく、また早朝の活動もあることから、大変なご負担をおかけしていると認識しており、有害鳥獣が増加する中で、その駆除活動の負担感が高まっていることから従事するものが減少し、本町にとどまらず、全国的に大きな課題となっております。

このような中、町では新たな担い手の確保を目的に、平成25年度から新規狩猟免許取得者に対する支援を行いながら、新規取得者の猟友会加入を促進し、有害鳥獣の捕獲活動に協力をいただいているところであり、特に銃器等購入補助では上限を12万9,000円に設定するなど、置賜管内の他自治体に比べて大きな支援策を準備し、若い担い手の負担軽減に努めているところでもあります。

現在、玉庭地区や東沢地区では交流センターの協力の下、有害鳥獣の発見から猟友会への通報を行う連携活動と有害鳥獣の被害量調査などを実施していただいておりますが、わな設置後の見回り活動や荒廃地の環境改善を進めるため、土地所有者や非農家を含めた集落ぐるみのサポート体制を構築するなど、新たな担い手の在り方を模索したり、鳥獣被害対策を講じていく必要があると思っております。

次に、今後の被害防止についてであります。従来のカラスやサギ、猿、熊等の被害防止対策を継続しつつ、いかに新たに急増したイノシシによる農作物被害防止対策を図るかが本町の最大の課題であると思っております。また、空き家の増加に伴いタヌキ、ハクビシンが増加しているほか、二ホンジカの見撃も増加しており、今後新たな鳥獣被害の予防対策も視野に入れていかなければなりません。さらに、これまで山間部だけの問題であったものが、平野部や町中心部でも問題化してきております。

被害対策の基本は、1つ、住宅地の周囲に鳥獣の餌になるものを置かない、2つに、農地

周辺の草刈りを行うなどの環境整備を行う、3つ目に、電気柵設置や追い払いなどにより被害防除を行う、4つに、おりやわな設置により適切な捕獲を行うの4点であります。今年度、町では県から鳥獣捕獲許可の権限移譲を受け、年間駆除目標を設定しながら捕獲許可を発行できることとなりました。そのため、発見情報から迅速に捕獲許可を出せる体制となり、特に熊については成果が上がっております。一方、捕獲数に比べ、それを上回る増加を見せるイノシシ対策については、高い実績を持つ近隣市町や国内の先進事例を研究し、対応してまいりたいと考えております。

鳥獣被害防止対策は、地域住民の安全確保を最優先として、捕獲駆除の徹底と電気柵等の被害予防施設の導入をより推進するとともに、町民、地域、集落、行政、関係団体がそれぞれの分野でできることを確認し、地域全体で取り組んでいくことが重要と考えております。今後とも被害や生息状況を確認し、適切に対応できるよう検討を進めてまいります。

次に、7月28、29日の豪雨災害についての被害状況の対応について申し上げます。

災害時、町は災害対策本部の中で、各部の任務割によりパトロール等を通じ情報を収集し、併せて水防団や地区交流センター、地区自主防災組織、各自治会などからも情報を寄せていただきました。町ではこれらの情報を基に現地調査を行い、また、自治会長へ被害状況等の報告を依頼し、被災状況の把握に努めたところであります。収集した情報に基づき、それぞれの担当部署が箇所ごとに確認作業を行っており、農業施設等は復旧に際し、受益者負担が生じるなど受益者の意向について確認を要するものもあることから、被害の全容把握、関係機関との調整等を含め、スムーズに対応できるよう努めております。

次に、農業施設の被害状況であります。農地林務課へ報告があった件数は8月27日現在48件となっており、災害内容により重複するものもありますが、1、ため池の決壊1件、2、ため池の一部崩壊1件、3、水田への土砂の流入23か所、4、水路の洗堀、損傷等36か所、5、農道のり面の損傷等7か所、6、頭首工等の損傷1か所となっており、さらに8月15日の大雨によって被害が拡大し、現在も被害報告が寄せられているところであり、その都度職員が現地確認を行っているところであります。

災害への対応策については、特に農作物の収穫に影響を及ぼさないよう、用水の確保や水田畦畔の補修、農道の復旧等の応急処置を実施し、その他の件については収穫後の対応とさせていただきます。

次に、道路などの冠水についてであります。7月28日の大雨では、主要地方道米沢飯豊線の菅沼峠において雨量超過により通行止めが実施され、また、主要地方道米沢南陽白鷹線

の下田橋付近においても、道路冠水による通行止めが実施されました。

本町内の県道における被害については、県道口田沢川西線に並行する河川の山際の崩落が確認されており、県に対し被害状況を報告しているところであります。県道及び道路側溝の破損等については、日常の道路パトロール及び各地区の要望等から把握しており、その都度県に対し状況を報告し、速やかな対応を要望しているところであります。

次に、今後の対応についてであります。国はこのたびの災害に対し、激甚災害に指定することを8月25日に閣議決定し、8月28日に公布、施行されました。この激甚災害となることにより、道路や河川などの公共土木や農地などの災害復旧に対し、一定の条件等はありませんが、国から有利な財政支援措置が行われることとなります。さきの8月21日の臨時会において一般会計補正予算の専決処分の承認をいただいたところであります。これは激甚災害の査定を受けるため災害復旧に関わる測量委託等を内容としており、速やかに復旧できるよう対応しているところであります。

また、国の災害復旧事業に該当しない災害箇所については、県と町が連携する小規模被害に対する補助事業、あるいは町内各地区において事業展開している多面的機能支払事業等の支援策を活用すべく、地域の保全隊や水路管理者である土地改良区等と情報交換しながら災害箇所の再点検を実施し、それぞれの役割の中で復旧に努めております。

町としては、いわゆる災害復旧について、災害が発生するたびに被災前の状態に戻すだけの措置では現状の激甚化する状況下では不十分であると考えており、国・県に対して恒久的な強靱化を図る支援策が講じられるよう、強く要望をしております。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 鳥獣被害対策のほうについてご質問させていただきますけれども、本当に今年度の被害が3月議会でやっぱり心配したとおりの状況になっていると同時に、思いもかけない被害が出ているという状況にあります。そんな中で、猟友会、担い手の問題がやはりこれから重要な対策を行っていくには重要な問題ではないかなというふうに考えているところであります。私も質問では何とか猟友会の方への助成、もっとお金を出しながらやっていくべきじゃないかという趣旨で質問させてもらったわけでございますけれども、現在の猟友会に対する町としてはどれぐらいの財政処置をしているのか、もし分かればお聞かせいただければありがたいんですが。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 猟友会に対しましては、国からの交付金及び町からの交付金、補助金等がございます。猟友会の活動につきましては、国の交付金の一つのベースになっておりまして、100万円ほどの交付金がありまして、その中で有害鳥獣の捕獲活動、パトロール活動の活動費等に充てられております。また、その取得分、期間が6月頃からになりますので、その前段の部分、あと国の交付金で足りない部分につきましては、町より人件費補助ということで支出しておりますので、その金額は20万円ほどになっておりますけれども、その金額で支援をしているところです。そのほか、猟友会の活動補助ということで、町及び農協さんのほうから補助金等が支出されておりますので、その中で活動を展開しているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 すみません、町のほうから8万円でしたか、ちょっと聞き取れなかったものですから。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 猟友会への補助のほうにつきましては、町が7万円となっております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 あと、ほかにパトロールとかに出たとき、あるいは捕獲したときにいろんな形での手当が出るというような話も聞いておりますが、実際捕獲されたら、今県の助成なんかが出る熊、イノシシ、猿、捕獲した場合に1頭幾らの値段になっているんでしょうか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 捕獲作業などの費用としまして、国の交付金が中心になりますけれども、熊1頭8,000円、イノシシ1頭7,000円に町4,000円、県4,000円で8,000円の追加でございまして、イノシシ1頭1万5,000円の補助がございます。また、猿8,000円、タヌキ及びハクビシンが1,000円となっております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 そういう形で、捕獲すれば1頭幾らという形のお金が出るということになっているわけでありまして、実際の私自身のセンター長時代から鳥獣被害に取り組んできたということもありまして、捕獲したら教えていただきたいということで、現場に行かせていただいて、見ているわけですが、熊1頭8,000円、お金の割には、やはり朝に捕獲して、おりにかかったやつを仕留めて、それを解体する作業といいますか、朝仕事をもう早くから、実際猟友会の方が20人ぐらいござってばらしをやっているというような状況になります。そ

ういった中で、本当に何というか、頭数が多くなってきている、去年と同じような頭数がもうこの時点で捕獲されているということは、去年と同じような経費をかけながらもう今月まで来ているという状況にあるわけでありまして、本当に猟友会の皆さんにすれば、ボランティア的な状態の中で作業されているんだなというふうに考えているわけです。そこら辺の考え方についてどうでしょうか。もう少し手当を出すような方向でいかないと大変じゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 熊の捕獲に際しては、中心的に捕獲された方が8,000円でございます、そのほか協力された方については1日3,000円の手当等がついております。その中で数名の方にご協力いただいておりますので、皆さんで処理をしていただける状況です。現在、熊が8頭ということで大変多くなっております。ただし、本年猿の捕獲、発見が少なくなっております。そのような関係から、もう少し様子を見ながらしていかないと、その予算状況は分かりませんが、見守っていきながら予算等の対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 そういう形で3,000円手当、ほかの方も出るということだそうでありますけれども、何というかいろんな後継者の問題、猟友会の問題の中で挙げられているのは高齢化ということが一つありまして、実際私の住んでいる玉庭なんかはやっぱりもうそういう方がいなくなって、熊や猿を捕る方がいなくなるということは私たちにとっても死活問題になってくるということもありますので、何とかそういう形で猟友会の皆さんの継承を促していけるような対策を取っていくべきではないのかなというふうに常に思っているところであります。

あと、そんな中で、この前ちらっとお聞きしたんですが、川西町塩の沢に射撃場があるわけですが、あれについて町は何か助成とか何かというような格好はあるんでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 塩の沢の射撃場につきましては、猟友会の皆さんが中心に管理をされておまして、エアライフルかな、ライフルですか、その実践訓練をするということで整備されました。それに対しては、町からも支援をさせていただいているところであります。

○議長 吉村 徹君。

○5番 ありがとうございます。

猟友会が練習しなくちゃいけないという決まりがあるそうで、あそこでやっているという

ことで、実際会員の方々がお金を出しながら維持管理をしているというような話をちょっとお聞きしましたが、場所的にちょうど川の脇で、この前の水害でも上がってしまって、この前掃除したり、維持管理するのに大変だったというような話もあったりして、そういったこともあったりして、もし町のほうの助成もあればななんていう話もちらっとあったものですから、ちょっとお聞きしたところであります。

そんな中で、今後の鳥獣被害を食い止めていく上では、これは地域の方々の参加というのも、熊に対しては危険ですから猟友会にお願いするしかないんですが、イノシシあるいは猿については、やはり地域の方々と連携した形での取組を進めていくのが重要なのかなと思っております。そこら辺について、町として今後、町長の回答にもありましたけれども、どのような形で取り組んでいけるのかお伺いしたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、先進事例を見ますと、猟友会の活動をメインとしながらも地域一体とならないと鳥獣対策はできないという状況がありまして、そのような連携が取られているところがやっぱり先進事例として成果が上がっているようでございますので、町としてもそういう事例を学びながら、地域と一緒にした取組を展開していきたいと考えているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 実際、玉庭地区の、3年ほど前でしたが、町のご支援をいただいて、県のモデル地域で1年間やったわけですがけれども、やっぱりなかなか地域の方々に浸透しなくて、被害があれば町へ連絡すれば対策を立ててくれるというまだ考えがあるような感じがありまして、そういった地域の方の考えもちょっと変えていかないと、なかなか地域ぐるみのというふうにはなっていないというのでちょっと考えているところでありまして、そういった啓発、啓蒙といいますか、そういう形の何らかの形での取組も進めていかないと、なかなか地域ぐるみのというまではいかないという状況になるのかなというので考えているところであります。

ちなみに、今回いろいろな被害が農作物に及ぶということで、その前にですが、猟友会の方々からは、そういった手当が安いのももう少し上がったらいいななんていう話は、担当のほうにはないんでしょうか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 大変猟友会の方からは、厳しい状況についてはお聞きしております。

以上です。

○議長 吉村 徹君。

○5番 ありがとうございます。

やっぱり本当に厳しい、そしてやっぱり決まりのある時間帯とかがないものですから、活動をする上ではきちんとした時間で幾らというような状況ではなくて、やはりある程度は良心的な、ボランティア的な形での活動に支えられているんだなというふうに、私も実際取り組んでもらっている中で感じているところであります。そういった形で考えていきますと、やはり町のいろんな取組の中で、今回被害が出ているのは農作物という形でもありますので、産業振興あたりからのそういった助成というような形の予算措置というのはできないのかどうか、お伺いします。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 鳥獣被害に関しましては、私ども産業振興課のほうでも協議の場のほうには参画をさせていただいているところでございます。ただ、現時点におきましては、直接的な被害に遭われた作物に対する支援といったものについて、現在はないという状況にございます。今後の状況なども勘案しながら、なお検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 吉村 徹君。

○5番 本当にこれから増え続けると思われる鳥獣被害に対してでありますけれども、やはり先ほどから申していますように、猟友会の育成と、あるいは担い手を今後とも育てていく対策をとにかく続けていかなければ、けものだらけ、鳥獣だらけになるというような状況もかなり心配されます。

それで、もう一点だけ、現在担い手、猟友免許を取られている方というのは、実際ここ2、3年、何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 現在会員は38名おまして、そのうち猟銃の免許取得者、第一種33名、わな猟1名で、最近の状況については今手元に資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 町のほうでも12万9,000円という上限を設けて、育成しようという形で助成金をつけていただいているということもありますので、やっぱりこれも広く周知をしていかなないとかなかなか分からない問題なものですから、この辺もできれば周知しながら担い手の確保に努め

ていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

あとは、やはり先ほど申し上げましたように、地域住民の意識も変えながらやっていくということが大事だなと常日頃思っていますので、やっぱり被害に遭えば町に頼めば対応してくれるだけではなくて、やはりその前に自分でも、いわゆる自助、共助、公助というんですか、そういったことの呼びかけも、やっぱり地域の住民の方の意識を高めながらやっていかないと本格的な取組にはならないのかなというふうに思っていますので、その取組もひとつよろしくお願ひしたいなと申します。

続きまして、災害についてお伺ひしたいなと申します。

この前の大水増しは、玉庭においては犬川の上流ということがありまして、かなり雨も降ったんですが、台風19号のときよりもやはり川の水かさが大幅に増したという状況があつて、それこそ犬川の上流、最上川の上流ですから、それこそ玉庭の、それは当然パトロール等で見えていただいたなと思つていますが、本当に危険な状況にありました。そういった中で、被害を報告された方々が、自分のところの田んぼの畦畔の土手が抜けたというようなところも結構あつたので、そういったことも被害として届けたんですが、それが災害の適用になるのかどうか分からない、自分でしなくちゃいけないのかということ、できれば早めに対応を教えていただければありがたいなというような話があつたんですが、そういった個人の土地の自前でやらなくちゃいけないものとか、そういったものに対する周知というのはどうなるのかなというふうに思つていますが、ちょっとお聞ひしたいと申します。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 7月28日からの豪雨災害につきましては、先ほど町長の答弁がありましたけれども、48か所ほどの被害状況となっております。その中で、水路の閉鎖による水田の用水の確保ができなかった場所及び畦畔の崩壊によりまして水田の水が流れ出て、一番水が欲しいときに水が確保できないなどの緊急性を要するものがございまして、その対応につきましてはできるだけ臨時的に対応していただくようお願いしながら、その後の災害対策につきましては、もちろん相談させていただきますということで手続を進めてまいりました。これまで29日から回っておりますけれども、毎週のように被災箇所が現れまして、その対応に追われております。今後、一次対応のほかの部分につきましては、観察しながら対応を決めていきたいと考えているところです。

○議長 吉村 徹君。

○5番 激甚災害に指定されたところは、今回の補正予算でも設計をやって、その設計をして

から工事にかかるということで、ただ、そこは農地に水を引くところなんかに影響はないところなんですか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 現在、国の復興債の申請について、その箇所を選定、そして測量、そして査定書の作成に入っております。その中につきましても、緊急を要する場所はありません。それ以外の県、町の小規模災害等の補助等の対象になるような場所はありませんけれども、緊急を要する場所につきましても、復興債のほうの対象にはなっていません。

○議長 吉村 徹君。

○5番 質問でもさせていただきましたけれども、水路が土砂崩れで埋まったりして、これから田んぼに水が必要だというところが塞がれたというのが結構あって、それをどうしたらいいんだというような声が結構あったわけでありまして、私もずっと見させていただいたところはかなりあって、それを結局金が出る前に自分らで工事していいのかとか、そういったことの話が恐らくあったと思いますが、そういった形での何というかな、判断を早急にしていただくとありがたいというのがちょっとあったようでありまして、ただ、そういった中で、実際水路が埋まっていたところを仮設で回すとか、そういうことでの対応はされたということでもよろしいでしょうか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 水路閉鎖によりまして用水の確保ができない場所につきましては、応急な対応をしていただくようお願いしまして、対応いただいております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 そういう形で、もう間もなく収穫になるということもあって、その頃にはもう水は要らないわけでありましてけれども、ちょうどあの時期が一番稲作にとっては水が必要だった時期で、ちょっと慌てたなという状況がありますので、今後ともあることでありますので、そういったときの対応というか、よろしくお願ひしたいなと思います。

次、道路の県道の冠水についてでありますけれども、何というんですか、各地区から町へ上げている要望の中に、やっぱり心配されている箇所が、今回も同じところで被害に遭っているんじゃないのかなというふうに思っていたところで、それをちょっと若干見てみますと、道路の側溝の掃除とか、いわゆる県道であれば県の管理の道路の維持管理、町道であれば町道の維持管理ということで、それが十分になされないところであふれてくる傾向があったの

ではないのかなと思っていますけれども、どうでしょうか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 道路側溝につきましては、道路管理者、県道、町道あるわけですが、その附帯構造物といたしまして、道路管理者が管理をするというのが原則でございます。施設の破損等につきましては、県道であれば県のほうに報告をしながら早急な対応を求めていますし、町のほうでも現状を見ながら対応しているところでございます。

なお、溢水する部分につきましては、やはり木の枝とか刈っていただいた草が詰まったりとかということもありますので、そういうものに関しては、できるだけ近隣の方に取り除いていただければ大変ありがたいというふうに思っているところでございます。

また、側溝については、農業用の用水路、排水路と兼用になっている部分もございまして、分水の下ろし板等がそのままになっていきますと、やっぱり同じ方向にしか水が流れませんので、大雨のときにはその分水板を外していただいて分散するような形にしますと、幾らかでもこの溢水を防げる部分がありますので、その辺についてもご協力いただければありがたいというふうに思います。

○議長 吉村 徹君。

○5番 何といいますか、これから本当に激甚的な気候といいますか、先ほど来からの質問にもあります地球温暖化の影響の中で、今まで考えられなかったような本当に大雨の中で、やっぱり今までは300なら300のパイの中を通っていたやつが一気に来るとあふれるという、今まではこれで間に合っていたという部分がやっぱり溢水するような状況が、かなりこれからそういう状況がますます出てくるという状況の中で、そういった各地区から上げられている要望等の中の検討なんかも行っていただきながら、変えていくところは変えていくというような形で、予算の問題もありますけれども、これからの先を見据えた形での工事をやりながら変えていく、順序立てしながらだと思えますけれども、ぜひお願いしたいというふうに思っています。

それともう一件、先ほど寒河江議員からもありましたが、犬川の河川でいいますと、やっぱり支障木、これが流れを止める大きな原因になっているんじゃないかなと思っています。その流れをよくすれば下にまたどんどん行くからという問題もあるとは思いますが、しかしやっぱり犬川でいえば、湾曲した川に支障木がかなり茂っているという状況なものですから、あの状況でいくと、これからの状況でいえば、やっぱり川が越水する状況が出てくるのではないかと心配をされています。そういった形で、支障木についてもぜひ検討してい

ただきたいというふうに思っているところであります。

いずれにしても、本当に今回28、29があつて、その後、16日の日曜日でしたか、雨降つたのは、そんなになかつたようですけれども、同じような水増しになりそうな状況が1か月に2回もあつたような状況でありまして、そういったことを考えると、やはりその状況に応じて対応を立てていただくようにこれから段取りしていただきたいと思います。

おかげさまで、そういった中で、町には電話すればすぐ対応していただいたというところはありがたいと思つていますが、本当にこれからこれまで考えられなかつたという状況があるわけでありまして、当然町長もそれはお分かりだと思つますし、本当に住民の命と暮らしを守るといふ部分でいえば、計画的に順序立てもしながら安心して住めるような町になるようによろしくお願ひしたいと思います。

地域の方々にも、先ほど申しましたように、やっぱり自分で対応しろというところは対応しろという形できちつと申していただかないと、町でやってくれるんだべと思つていて、いつまでたつてもやつてもらえないなんていう声もありますので、ぜひここは個人対応でやつていただきたいかということでの判断を早急に教えていただきながら、対応していただきたいというふうに考えております。

以上をもつて質問は終わらせていただきます。

○議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、第6順位以降の2名の方の一般質問につきましては、明日9月4日の本会議において行いますので、ご了承願ひます。

◎散会の宣告

○議長 これをもつて本日の会議を散会いたします。

(午後 3時39分)